

平成25年第4回飛騨市議会定例会議事日程

平成25年12月10日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第115号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第3	議案第116号	低開発地域工業開発地区の指定に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
第4	議案第117号	農村地域工業等導入促進法に係る飛騨市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
第5	議案第118号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第6	議案第119号	指定管理者の指定について(飛騨市古川トレーニングセンター)
第7	議案第120号	指定管理者の指定について(飛騨市サン・スポーツランドふるかわ、飛騨市古川町森林公園)
第8	議案第121号	指定管理者の指定について(飛騨市黒内屋内運動場)
第9	議案第122号	飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について
第10	議案第123号	指定管理者の指定について(飛騨市星の駅宙ドーム・神岡)
第11	議案第124号	指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 めく森の湯すぱーふる)
第12	議案第125号	指定管理者の指定について(飛騨市古川総合交流ターミナル施設(ホテル季古里))
第13	議案第126号	指定管理者の指定について(飛騨市古川味処施設)
第14	議案第127号	指定管理者の指定について(飛騨古川まつり会館)
第15	議案第128号	指定管理者の指定について(飛騨市神岡広域総合交流促進施設(Mプラザ)、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、飛騨市流葉自然休養園管理センター)
第16	議案第129号	指定管理者の指定について(古川町農産物直売施設)
第17	議案第130号	指定管理者の指定について(森茂牧場)
第18	議案第131号	指定管理者の指定について(飛騨河合飛騨牛繁殖センター)
第19	議案第132号	飛騨市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第20	議案第133号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第21	議案第134号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第22	議案第135号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
第23	議案第136号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
第24	議案第137号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)
第25	議案第138号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
第26		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第115号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第116号	低開発地域工業開発地区の指定に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
日程第4	議案第117号	農村地域工業等導入促進法に係る飛騨市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
日程第5	議案第118号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第119号	指定管理者の指定について(飛騨市古川トレーニングセンター)
日程第7	議案第120号	指定管理者の指定について(飛騨市サン・スポーツランドふるかわ、飛騨市古川町森林公園)
日程第8	議案第121号	指定管理者の指定について(飛騨市黒内屋内運動場)
日程第9	議案第122号	飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第123号	指定管理者の指定について(飛騨市星の駅宙ドーム・神岡)
日程第11	議案第124号	指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 めく森の湯すぱーふる)
日程第12	議案第125号	指定管理者の指定について(飛騨市古川総合交流ターミナル施設(ホテル季古里))
日程第13	議案第126号	指定管理者の指定について(飛騨市古川味処施設)
日程第14	議案第127号	指定管理者の指定について(飛騨古川まつり会館)
日程第15	議案第128号	指定管理者の指定について(飛騨市神岡広域総合交流促進施設(Mプラザ)、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、飛騨市流葉自然休養園管理センター)
日程第16	議案第129号	指定管理者の指定について(古川町農産物直売施設)
日程第17	議案第130号	指定管理者の指定について(森茂牧場)
日程第18	議案第131号	指定管理者の指定について(飛騨河合飛騨牛繁殖センター)
日程第19	議案第132号	飛騨市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第133号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
日程第21	議案第134号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第22	議案第135号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
日程第23	議案第136号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
日程第24	議案第137号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)
日程第25	議案第138号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
日程第26		一般質問

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田洞	嶋中	清和	安彦
3番	野後	口村	勝和	憲正
4番	福菅	藤田	和武	彦彦
5番	菅内	沼海	明良	郎次
6番	森高	下原	真邦	子子
7番	谷天	口充	希幸	男徳
8番	葛山	木谷	寛博	文一
9番	池籠	下田	寛恵	子美
10番		山		
11番				
12番				
13番				
14番				
15番				
16番				
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山本	川本	修幸	一之
教育長	谷倉	口倉	富孝	文廣
会計管理者	小水	上腰	雅雅	豊行
総務部長	石柏	木塚	泰敦	男子
財政課長	岩谷	塚澤	敦義	子昌
教育委員会事務局長	藤川	井瀬	智向	彦光
企画商工観光部長	沢川	之上	清	秋
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野竹	村原	重美	昭香
書記				

平成25年第4回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質 問 者	質 問 事 項	備 考
1	中嶋 国則 (ひだ市政クラブ)	1. 「飛騨市子ども・子育て会議」について 2. グラウンドゴルフ場の建設を 3. 400mトラックの陸上競技場の建設を 4. 古川朝霧街道の冬季通行対策を	9日 午前
2	後藤 和正 (ひだ市政クラブ)	1. 高校の魅力化プロジェクトについて 2. 東京オリンピックに向かって 3. 水源地域保全について 4. ヘリによる人命救助について 5. トンネルの安全性について	〃
3	谷口 充希子 (ひだ市政クラブ)	1. 観光事業について 2. 児童虐待防止について 3. 少子化対策の一環	※9日 午後
4	菅沼 明彦 (ひだ市政クラブ)	1. 飛騨市「水害・地震・火山噴火灰」防災対策について	〃
5	森下 真次 (ひだ市政クラブ)	1. 26年度予算の方向 2. ふるさと納税の活用 3. 買い物弱者対策 4. 農業振興とその環境変化への対応	〃
6	野村 勝憲	1. 「まちづくり」について 2. 「観光」について	10日 午前
7	籠山 恵美子	1. 生活保護基準引き下げの影響と対策について 2. 歯科保健活動の8020運動のとりくみを 3. 非正規職員の待遇改善を 4. 基金保有額の適正化をはかるべきである	〃
8	山下 博文	1. 平成26年度予算編成 2. 飛騨市職員の勤務状況について 3. 男女共同参画について	※10日 午後
9	洞口 和彦 (新生飛政会)	1. 神岡公民館の直接管理の移行について 2. 宿泊施設を含む学園都市構想の策定について 3. 除雪ボランティアについて	〃
10	池田 寛一 (新生飛政会)	1. 合併から10年、土台の上に建てるものは 2. 地域の伝統と子供たちとのかかわりについて	〃

平成25年第4回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質 問 者	質 問 事 項	備 考
11	高原 邦子 (新生飛政会)	1. ごみの出し方、収集のありかたについて 2. ネット問題に対して教育現場ではどのように対応しているのか 3. 飛騨市のオープンデータ化に対する考えは	11日 午前
12	前川 文博 (新生飛政会)	1. 警報発令時など異常時における小中学校の対応について 2. 割石温泉の営業について	〃

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

(開議 午前 10 時 00 分)

◆開議

◎議長 (内海良郎)

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程および質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長 (内海良郎)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により 14 番、葛谷寛徳君、15 番、山下博文君を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 115 号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について
から

日程第 25 議案第 138 号 平成 25 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算
(補正第 2 号)

日程第 26 一般質問

◎議長 (内海良郎)

日程第 2、議案第 115 号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから、日程第 25、議案第 138 号、平成 25 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算、補正第 2 号までの 24 案件を、一括して議題といたします。24 案件の質疑と併せて、これより日程第 26、一般質問を行います。それでは、これより順次通告順に発言を許可いたします。最初に 5 番、野村勝憲君。なお、質問中、説明資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔5 番 野村勝憲 登壇〕

○5 番 (野村勝憲)

皆さん、あらためましておはようございます。私は今回、「観光」そして「まちづくり」の 2 点について質問いたしますが、その前に飛騨市の現状を確認しておきたいと思えます。

飛騨市が誕生して 10 年目の現在、残念ながら高齢化率は 34.5%、そして土地の下落率は前年比 5.6%で、ともにワースト 1 位ということです。さらに財政力指数を見ますと、岐阜県下 21 ある中で 2 番目の 0.34 と非常に厳しい状況が続いています。

少子高齢化による人口減で、残念ながら空き家は 747 軒と、これからもどんどん増えていくという勢いにあります。12 月 1 日現在の人口は、26,312 人と合併したときより約 4,000 人が減りました。年間の一人あたりの消費金額というのは、大体 120 万円前後と言われております。したがって、この 10 年間で約 50 億円の金額が

飛騨市から消えたということになるかと思います。

市場のパイが一段と小さくなっている中で、大変厳しい中で、これから先明るい未来を描くことが本当に難しい状態になっており、市民の人たちは「大変な時代になった」というのが実感ではないでしょうか。

そうした中、2015年春には北陸新幹線が開通し、東京から富山まで約2時間20分という時間でまいます。今までは、東京から見ましたら奥座敷と言われていた飛騨市が、今度は表玄関となり、首都圏がぐんと近くなってまいます。今、それに向けた飛騨市の経済対策が急がれ、今回私は「まちづくり」と、この地域の特性を生かした「観光」の2点に絞って、私の考えや提案を含めて質問をさせていただきます。

それでは、「まちづくり」についてでございますけれども、最近、山之村の記事が随分と目についております。例えば、この12月から特産のトウモロコシを素材にコーンスープを新発売された。私は去年、コーンスープの企業誘致をしたかどうかということ、この議会でもお話ししたと思いますけれども、幸いに地元でコーンスープ工場をやるということになりまして、非常にうれしいニュースが飛び込んでまいりました。

さらに11月になりまして、わらび粉づくり体験ツアー、これは石川県の方が来られたようですけれども、そういったことの実施とか、そしてもう一つ、非常に私が感動したのは交流センターで行われました「健康と福祉のつどい」で山之村中学2年生の石橋穂君^{みのろ}が、山之村に引っ越して、確か静岡から引っ越しされたと思いますけれども、10年になったと。その10年間、地域の人々の優しさに支えられてきた。その意見発表に大変感動しました。

今、山之村では「元気な地域づくり」が一つ一つ進んでいるのではないかという感じがします。したがって、私はこれから飛騨市がまちづくりを進めるに当たって、ヒントは山之村にあるのではないかという感じを持って、今回質問に臨んでおります。

まず、それでは1点目からお話しします。昨年10月に、夕張の鈴木市長をお迎えして発足しましたまちづくり協議会は、既に2年目に入っております。特産開発、交流促進、人材育成、定住促進、景観形成の5つの部会に分かれて、現在まで進んでいるわけですが、残念ながらその進捗状況が市民の方々の中にも「今、どんな状況なんだろう」という声をよく聴きますし、また最終的にどんなイメージで、大体いつ頃この協議会が着地するのか。1年のうちなのか、2年のうちなのか、それがまだ見えていないというのは残念なことです。

そうした中で、この6月補正で1,000万円がコンサル料として計上されております。したがって、そのコンサルは今どんなワーキングをして、具体的にどのコンサル会社なのか、それを明らかにしていただきたいと思います。

次の2点目でございますけれども、皆さんご存じのように古川町朝開^{あさびらき}の起し太鼓会館、この裁判も終わりました。問題は、今後その土地について、あるいは建物について、どう利活用していくかということがいろいろと議論されておりますし、いろいろとうわさ

が出ております。そうした中で、私は今後この土地を含めて、建物をどう利活用するか市の考えをお聞かせください。

私は、飛騨市の西玄関になり得る一等地だけに、イメージの良い、ブランド力のある優良企業や施設を誘致すべきと考えていますが、いかがでしょうか。

次に３点目でございますけれども、瀬戸川と白壁土蔵街の道路についてでございますけれども、瀬戸川と白壁土蔵街は飛騨市の観光の顔で、非常に情緒ある古川の風情をより一層醸し出してくれております。その醸し出してくれているのが、私はあの石畳の道ではないかと思っております。

資料でお渡ししておりますけれども、私は中津川の馬籠まで行ってまいりまして、馬籠の石畳と坂の宿場を実際に見てまいりまして、写真を撮ってきたのが右側でございます。要するに、この馬籠宿の石畳は二面性を持っております。生活者に対して優しい道であると同時に、観光客に対して非常に満足感を与える、要するに先ほど言いました情緒を与えるということで、パンフレットの中でもこのように石畳の坂道に肩を寄せ合うように並ぶ家並みという形で、きちんとセールストークをしているのです。PRトークをしているのです。したがって、私は何とかこの二面性を持ち合わせている中津川市の馬籠宿の石畳のある坂道を、何とか参考にできないかということで、私としてはぜひ今後飛騨市の生活者、あるいは観光客のためにこの道を参考にして、ぜひあの道をもう一度石畳にしてももらえないかということで、以上３点についてご質問いたします。ぜひ、簡潔なご答弁をお願いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（内海良郎）

市長、井上久則君。 ※以下、この議長発言者指名の表記は省略する。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

皆さん、おはようございます。今日は、昨日に引き続きまして５名の方の一般質問に、それぞれお答えさせていただきたいと思っております。はじめに、野村議員の質問でございますが、前段に私のほうから少しお話をさせていただき、あと担当部のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

ただいま議員からは、悲観的な発言がございました。私は、飛騨市が厳しい現状にあるということは十分に承知しておりますが、中でも、市民の皆さんが一生懸命頑張っている成果を説明させていただきたいと思っております。

人口のお話がありました。確かに、人口減少が進んでおります。飛騨市が発足する際に作成されました新市まちづくり計画、これは野村議員も見ていただいていると思いますが、この中では、平成２２年度の国勢調査の人口の予測を２６，８０１人としてお

ります。実際の国勢調査の結果では、26,732人で行いましたので、合併時にはこういった人口減少というのは、予測をされていた人口であるということでございます。

昨年、経済センサスという統計が行われました。合併した年の本市の工業生産額は671億円でございましたが、昨年度は1,010億円の生産額でございます。8年間で340億円余り増えたことになります。そしてこの数字は、高山市の787億円を上回っております。

卸し、小売りでは、260億円でございますけれども、高山市の2,015億円にははるかに及びませんが、高山市には本市にはほとんどない卸売りが1,000億円含まれていることを考えますと、それほど大きな開きではありません。さらには、前回平成17年度の調査と比べますと、高山市では254億円余りの売り上げが減少しているにもかかわらず、本市では3億円余りが増えているという現状でございます。

このように、わずかかもしれませんが明るい材料もあることをご認識いただければと思っております。それでは、質問にそれぞれの担当部長がお答えしますのでよろしく願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

おはようございます。それでは、1点目のまちづくり協議会についてお答えさせていただきます。最初に、協議会の進捗状況についてお答えいたします。

協議会は、昨年度の10月20日に設立されましたので、12月で1年と2カ月を迎えます。交流促進、景観形成、人材育成、定住促進、特産開発の5部会がありますので、部会ごとに進捗状況を述べさせていただきます。

交流促進部会では、9回の部会を開催しております。前半には主に古川、河合、宮川、神岡それぞれの地区の集客状況、収益状況のデータを基に討議を行っております。後半はモニターツアーの企画を検討し、10月15日、16日の古川まち歩きと天生散策コース、10月22日、23日のレールマウンテンバイクと棚田、池ヶ原散策コースの二つのモニターツアーを催行しております。

景観形成部会では、4回の部会を開催しており、第2回の部会からは立命館大学都市計画研究室の講師をお招きし、他地域の取り組みの情報提供、京都市の条例を題材にした伝統的建築物への取り組みについてアドバイスをいただきながら、古川の古い町並みの景観について討議を行っております。また、部会と並行して東京大学の西村先生がホストを務められている町並み塾に参加して、取り組みの事例を勉強されております。

協議会委員が複数の部会に参加されて活動している関係と、他の部会と連携したほうが取り組みやすいことから、人材育成部会、定住促進部会、特産開発部会においては、

単独の行動は現在行っていない状況であります。

まちづくり協議会は、交流人口の拡大や着地型観光の実現に向けて市民と行政が連携しながらまちづくりを進めていこうと、協議会の趣旨に賛同する各種団体がお集まりになり、スタートいたしました。この協議会の着地点といたしましては、地域資源を活用した旅行商品を開発し観光消費額を増やすこと、美しい景観、街並みにもう一度向き合い、住んでいる人の力で魅力あるまちにすることを目指しております。

次に、業務委託についてお答えいたします。委託先につきましては、株式会社リクルートライフスタイルです。委託業務の内容としましては、一つ目に地域資源の検証と再構築、二つ目にワークショップを実施し観光客に来ていただくための地域資源の開発、三つ目に地域資源商品を作るための基準づくり、四つ目に位置情報データを活用した観光客動態調査、５番目に飛騨市の地域資源について認知度と興味度の調査、６番目に観光商品の販売方法の策定となっております。

続きまして、２点目の旧起し太鼓会館の今後の利活用についてお答えいたします。

この物件につきましては議員ご指摘のとおり、裁判も終結したことから、本年６月議会において、土地開発基金から一般会計にて取得させていただき、今後の利活用について、売却も含め検討してまいりました。そうした中、次の点について、解決しなければならない課題があるため、ご説明させていただきます。

まずは、この敷地を購入する時点において、売却者が「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく、譲渡所得の減免措置を受けているということであります。

今回、計画されていた「飛騨市物産館」の整備事業では、通常の道路や水路などの用地を取得するために利用する、土地収用法の対象事業には該当しないため、市が岐阜県と協議し、その内容について公共性が認められた場合に、譲渡所得の減免が認められる「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく協議を岐阜県と行っております。

そのため、その目的に達せないまま土地を売却したり、その他の目的に使用したりすると、計画の目的にそぐわないため、市は同法違反となり、かつ、それによって減免措置を受けた売却者は、所得税法等に抵触する可能性が生じる、ということになります。

次に、同法に基づいて取得した資産につきましては、その協議における計画の目的に従って使用、もしくは適切に管理しなければならないことです。

先ほどの説明と重複しますが、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、市が作成した当該土地の事業計画書を付して、土地買取希望書を岐阜県に提出しているため、当然ながら、その目的を履行しなければなりません。

その、土地買取希望書における買い取りの目的を見ますと、「飛騨市の行う産業振興施設整備事業予定地取得のため」とされており、その「産業振興施設」としての運営が、求められている、ということになります。

最後に、その計画の目的内容が「具体的にどのような内容ならクリアすることができるか」といったものがあります。

これは、先に説明しました「飛騨市の行う産業振興施設整備事業予定地取得のため」が意味する、具体的内容について、どのような計画なら、その目的に合致する計画か、であります。これにつきましては、今後、具体的な産業振興施設の計画を立案する必要があると思います。

いずれにしても、以上の課題を克服するべく、現在、岐阜県をはじめ、関係者と協議を重ねておりますので、具体的計画等が明確になった時点で皆様にご報告いたします。以上でございます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

おはようございます。「まちづくり」についての３点目についてお答えします。

瀬戸川周辺につきましては、平成４年の修景整備により現在の石畳舗装となり、市民の皆様が親しまれ、観光客の心を和ませる観光スポットとして活用されております。

現在、さらなる景観の向上を目的として昨年度より電線類地中化事業を実施しており、来年度には舗装工事を行う予定です。

舗装につきましては、地域住民や観光客から既存の石畳舗装に対しまして「凹凸でつまづき歩きにくい」、「スコップがひっかかり除雪に苦慮している」などのご意見も伺っております。

瀬戸川周辺の整備においては、魅力ある景観と住みやすさの両方を兼ね備え、観光客と住民のいずれにも受け入れられるまちづくりを行うためにも、沿線住民をはじめ瀬戸川愛沿う会やまちづくり協議会などの各種団体のご意見をいただき、検討を進めているところでございます。具体的には先月８日、除雪に対応する舗装を検討するために、積雪地である石川県輪島市や富山県南砺市の石張舗装を視察し、状況を確認してまいりました。

また、１１月下旬から今月上旬にかけ、関係区の役員の方々や沿線住民の方々に、現舗装における問題点やご意見、ご要望をお聞きし、住まわれている地域住民の合意形成を図りながら、どのような舗装が適しているか検討をしております。

その中で、地域住民から「以前にはなかったが、今回住民の意見を聴く場を設けていただいたことに感謝している」と言われ、改めてまちづくりを行っていくには、合意形成を図ることが重要であることを認識したところでございます。

議員ご提案の馬籠宿の舗装につきましても、これらの検討の中で参考にさせていただきながら、住む人にとって暮らしやすく、また訪れる人にとって魅力あるまちづくりを目指して瀬戸川周辺の整備を進めてまいります。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

○5 番（野村勝憲）

それでは、順番に再質問をさせていただきます。

まず、1 点目のまちづくり協議会についてでございますけれども、今お話を聞いていますと、今度のコンサルタントのワーキング分野は、観光に特化したという面が強く印象を受けるのですけれども、では、ほかの景観形成あるいは特産開発、人材育成、定住促進等の分野では、ほかのコンサルタントにお願いして、これをゴールまで続けていかれるのかどうか、それをまずお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただいまのご質問でございますが、委託につきましては6月の補正予算でお願いしております。このときにつきましては、まちづくり協議会が手探りの状態で進めていると。また、行政サイドが素人であるというようなことから、専門的な分析もできない。また、今後の事業を展開するためには企画力やプロデュース、またIT環境に明るく、情報の発信力に優れてということで、今回リクルートライフスタイル社にお願いをしたものでございます。

議員のご指摘であります、今後、景観形成ほか特産部会等の委託等につきましては、現在まちづくり協議会の中で一番活動を、交流促進部会が9回の部会を開催し、またモニターツアー等の実施もされております。その中で、まちづくり協議会のほうでは、それを基により以上のまちづくりをやりたいということで、今回の委託になったものでございます。そのため今後、景観形成等の部会も逐次開催されておりますので、その中でいろんな外部人材の登用等ある予定でしたら、今後検討していきたいと思っております。以上です。

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

補足をさせていただきます。今回のリクルートへの委託につきましては、当初、交流促進部会の中で観光資源の洗い出しを行う上で、どうしても専門的な知識が必要だということで、交流促進部会のほうから要請があつて補正をさせていただいたものでございます。

今後でございますが、景観形成部会につきましては、部長答弁のほうでもご説明申し上げましたように、現在、立命館大学の都市計画研究室の先生をお願いをしております。各部会の折には、こうした先生に入っていていただいて具体的な検討課題を進めているところでございます。現在、古川町内の屋台組といひますか、起し太鼓組でございます。白虎組びやっこぐみとの交流会を開催させていただいたわけでございますが、この折にもこの先生に来ていただいているわけでございます。

それぞれの部会の中で、そうした取り組みを行う上で外部の知見が必要ということで申し込まれたケースにつきましては、それぞれ対応をしたいというふうに考えていますが、まだそれ以外の部会のほうからは、そうした要望が来ていないということでございます。したがって、今後につきましては、それ以外の部会等とも十分協議をさせていただきながら、できるだけ外を見ていただく、そして外部の知恵もお借りしながら、飛騨市のより良いまちづくりを進めていきたいという考えを持っていますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○5番（野村勝憲）

ありがとうございました。私も白虎組あるいは青龍台のまちづくり協議会のお話は聞いておりますし、立命館大学の先生のお話もお聞きしております。もともと論になって申し訳ないのですが、本来コンサルタントの役割というのは、まちづくり協議会の立ち上げ段階、いわゆる入り口の段階で技術的サポート、すなわちまちづくりが成功するための一番大切なコンセプトとキーワードを、連帯感を持って構築してスタートするのが常なのです。しかし今回、協議会ができて2年目になってコンサルタントを依頼したということですが、その理由をお聞かせください。それと、なぜ立ち上げの段階でコンサルタントを起用しなかったのか。要するに、入り口論と出口論というのが出てくるのですが、運命共同体で責任を連帯して、一緒になってこのまちづくりを成功させるんだという意気込みをコンサルにも伝えないといけないと思いますが、途中から入ってきたのですけれども、その辺のことをお聞かせください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

コンサルには、いろいろな役割がございます。野村議員ご指摘のように、会の運営そのものをコンサルに委ねまして、全体的な会の運営を調整するコンサル業務が1点ございます。それから今回リクルートにお願いしたのは、会の運営ということではなくて、会の中の一部の商品開発について専門的な知見をお借りしたい。さらに申し上げれば、リクルート様のほうでは「じゃらん」という広告媒体誌を持ってみえるということで、こちらの情報と申しますか、ノウハウを持ってみるということで、先ほど申し上げましたように交流促進部会のほうで、こうした業務の専門的な方の知恵をお借りしたいということをお願いをしたものでございます。

それで、当初からどうして全体をコーディネートするコンサルをお願いしなかったか、ということですが、今回、部長が説明で申し上げましたように、このまちづくり協議会は、多種多様なジャンルを引き受けております。例えば景観形成部会は、一つ一つの商品開発ではなくて、それぞれの地域の町並みをいかに保存していくか、いかに守っていくかという考え方でございまして、これは失礼でございますけれども、先ほど申し上げましたリクルート様の専門的なことではないというふうに思っております。し

たがいて、こういうものについては市民の皆様からいろんなアイデアが出た中で、必要なものについては専門部会を作っていく、不要になったら専門部会を廃止していくというような柔軟性ある組織にしたいということで、全体的なコーディネートをするコンサルにつきましては、委託をしなかったということでございます。

○5番（野村勝憲）

ありがとうございました。もう一つ、スピード感のことについてお話ししたいと思いますけれども、昨日、谷口議員からも話がありました。9月の議会では福田議員から、もっとこのまちづくり協議会をスピード感持って進めてほしいという発言がありました。私も同感です。ですから、今回私はちょっと提案したいのですが、これは提案だけでとどめておきますけれども、よりスピード感を上げるために、この際、市役所内に若手を中心に5、6人のプロジェクトチームを設けて、いわゆる推進チームを設けてバックアップしたらどうかと私なりに考えていますので、ぜひご検討ください。もう一つは、コンサル依頼も結構ですが、ぜひ他力本願にならないように、スピード感を持って進めてもらいたいと思います。

続きまして、2点目の起し太鼓会館について、私の考え方を述べさせていただきます。

確かに今お話を聞いていますと、県を含めていろいろクリアしなければいけない問題があると思います。もし、私が企業誘致をということで提案を差し上げているわけですから、具体的にはどんな所だろうということをお思いでしょうから、私の考えを述べさせていただきますと、実はこれは例として挙げるわけですから、例として。皆様ご存じのように、十六銀行さんから大垣共立さんに、来年の4月から県の指定金が変わります。この飛騨地域には大垣共立さんは高山市だけですけれども、非常にこれはそちらに資料はありませんけれども、新聞発表されております。県内の新規で出店したというような報道もされております。非常に積極的です。

それともう一つは、これも新聞からですがスポーツクラブ。今、スポーツクラブを利用する人は70代、特に先ほど言いました34.5%が高齢者です。そういう人たちが民間のスポーツジムへ通っていらっしゃるわけです。そういう民間のスポーツジムの、こちらに例えば呼び込むとしますと、当然、健康の問題含めて医療の問題に関係してくるわけです。そうすることによって、例えば銀行系を入れる、あるいはスポーツジムを入れるとなると、飛騨市全体のイメージが良くなります。それと、冒頭で言いましたように表玄関なのです。西側の表玄関になり得る。したがって、そういったものを私はこれから問題がクリアされたら、ぜひ、そういったところにも話しかけて、広くいろんな企業に呼びかけていただきたいということをお願いして、次の3番目の瀬戸川の道路改修についてお話しします。

今ほど、部長から非常に前向きな話がありました。これも9月の議会で天木議員が、何とか石畳を、ということで熱い思いを語られました。もう一度、瀬戸川の、あの周辺に目を落としていただきたいと思います。まず、川床を見ますと、大きな石畳がず

っと続いております。今は特に鯉がおりませんから、よく見られます。それと、側溝の所の兩岸の所ですが、これは石垣を組んでいるわけです。したがって、ここの川のイメージと道路のイメージというのは、イメージが一致しなければいけないと思います。さらに、もう一つ考えていただきたいのは、まつり広場から出て、瀬戸川沿いを歩く。お客さんがこの役所前のバスから降りられて、あのまつり広場の前の道路を歩かれる。あの延長線に瀬戸川があるということを再認識していただいて、ぜひ良い方向で進まれることをお願いしたいと思います。以上で再質問は終わります。

それでは、2点目の「観光」について質問いたします。近年、旅行者ニーズがますます多様化、高度化しています。それだけに、ほかにはない飛騨市固有の伝統文化、景観、資源等をもう一度見直して宝物を探し出すと。そして、その宝物に磨きをかけて、観光の推進と交流人口の増加につなげる必要があります。

そこで私は、この地域の特性を生かした新しい観光商品が作れないか、今回は祭り、朝霧、雪をテーマに質問をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、祭り街道、これは仮称でございます、を設定して日本海から太平洋を結ぶ新しい観光ルートができないか、ぜひ検討をしていただきたいと。といいますのは今度、全国の山・鉾・屋台保存連合会がユネスコ無形文化遺産登録に向けて、今準備に入っております。その提案書は審議を経て、来年ユネスコに提出されると聞いております。登録の、要するに「どうなるか」というのは2年後でございますけれども、2年後には北陸新幹線が金沢まで開通となり、大変グッドタイミングな年です。参加しているのは、全国で35の保存会だとお聞きしておりますけれども、近い所の例えば日本海側ですと富山県の高岡、魚津市。そして、隣の高山。さらには、愛知県の犬山、そして津島、知立、半田市などと連携を取って祭り街道（仮称）を作って、共通の新たな観光ルートとして確立し、交流人口の増加につなげていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目として、皆様ご存じのように私たちの住む盆地には朝霧が立ちます。古川の^{あんぼう}安曇山、あるいは^{いぶし}猪臥山、^{すごう}数河の裏側の^{けつじつ}結実の展望台、そして山之村周辺から見る雲海は、この飛騨市固有のものです。こういう固有のものを観光スポットとしてもっと磨きをかけて、そして売り出して、そして朝霧というのは、ご存じのように8時ちょっと過ぎから10時ころまでですかね、立つのは。したがって、滞在型観光、先ほどの話にも出ました着地型観光にもつながっていくわけですから、ぜひその辺を検討していただきたい。

最後に、雪そのものを売り込むわけです。既にいろいろとあるようでございますけれども、私は北海道の旭山動物園からヒントを得たのですけれども、今、ペンギンが雪の上を散歩する光景が大変人気で、お子さん連れの家族の方がどんどん行っってらっしゃるようですけれども。この東海地区でも、実は水族館で冬場、芝生の上でペンギンを散歩させたり、あるいは遊ばせたりしております。

この水族館に、飛騨市から雪を提供して、しかし提供するだけでなく、水族館側

で作るパンフレット、そういった物にあるいは看板であるとか、そういった物に「この雪は飛騨市の雪ですよ」、「飛騨市のどこそこの雪ですよ」ということを明示してもらって、紹介してもらおうと同時に、非常に観客動員数とその水族館は大きいです。そういう館内のPRコーナーに飛騨市の観光パンフレット、あるいはチラシなどを置いてもらって観光面での連携を取って、お互いがウィンウィンの関係を取って、将来その地域と、その水族館ではなくて、その周辺の地域ときちんと交流を図っていくということを考えたらどうでしょうか。以上、3点についてお答えください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

それでは、2点目の「観光」について。最初に、（仮称）祭り街道を設定して、日本海から太平洋を結ぶ新しいルートができないか、についてお答えいたします。

議員が提案をされている趣旨の街道ルートの旅行商品につきましては、観光庁のモデル事業としまして大手旅行業のJTB中部が、山車・からくりの伝統を受け継ぐ半田市の半田山車まつり、犬山市の犬山祭、大垣市の犬山まつり、飛騨市の古川祭、また高岡市の御車山祭の5市を結ぶルートの開発に向けて準備が進められております。

この旅行商品は、入館者の低迷が目立つ飛騨古川まつり会館もコースに入る計画であり、商品導入を契機にまつり会館を起点とする町歩き散策や、昼食を取ったり土産を購入してもらって、町にお金を落ちるように仕向けなければなりません。

また今回は、山車とからくりが街道ルートのテーマになっておりますが、着地型旅行商品となり得る地域資源のテーマには、その土地で育まれた食や自然、環境など多々ございます。従来の物見遊山の施設見学型の古い観光スタイルから脱却し、地域資源を活用し、ストーリーを持たせた新しい旅行商品づくりに努め、交流人口の拡大と観光消費額の増加につなげていきたいと考えております。

次に、2点目の朝霧を新しい観光商品として売り出してはどうか、についてお答えいたします。

例年秋の米の刈入れが終わるころ、古川盆地に沸き立つ朝霧は大量に包有された大地の地下水と、山に囲まれた地形でとどまった水蒸気が朝の冷え込みによって凝結した霧となり、水の循環機能が目に見える形となって現れる自然の風物詩でございます。

今年10月から飛騨市観光協会が、朝霧と御来光が織りなす光景を楽しむ猪臥山山頂ツアーを企画し、宿泊事業者とタクシー会社が連携して取り組んで開発された着地型旅行商品であります。自然相手の商品のため天候不良で不催行が多く、実績としては少なかったのですが、こうした新しい商品開発を素直に評価し、少しでも実績を上げること
いぶしやま
で市内宿泊が増え、観光消費の増にもつながっていきます。

市では、観光事業者に対して着地型旅行商品による観光事業促進補助制度を設けて、

滞在型観光の推進を図っておりますが、旅行事業者ばかりでなく、まちづくり協議会の交流促進部会の提案にもよって、新たな旅行商品づくりを促していきたいと考えております。

最後に、3点目の雪そのものを水族館に売り込んで観光面での連携を図ったらどうか、についてお答えいたします。

夏に都市部において雪を提供することは、かつて河合町が行ってきた麻布十番納涼夏まつりでの実績のとおり、メディア掲載などで十分なPR効果があると思います。

また、河合町の村おこし実行委員会が行っている、雪室からの雪中酒の蔵出し作業を見学させたり、雪だるま便の雪詰め作業を体験させたりすることも、十分な滞在型旅行商品になると旅行開発の専門家から提案されております。

このように、飛騨市の地域資源である雪を活用することには賛成であり、PRにつながることは官民間問わず行っていただければ結構だと思いますので、議員におかれましては今後の具体的な取り組みについて、アドバイス等をお願いしたいと存じます。以上でございます。

○5番（野村勝憲）

それでは、再質問をさせていただきます。私、今回この3点につきましては、難易度の高いものを質問しているのではなくて、実現しやすいものを提案させていただいております。

まず、祭り街道についてでございますけれども、皆さんご存じのように、今年は日本の和食が、来年度が美濃和紙を中心にして和紙が世界無形文化遺産に登録されるようです。続いて、先ほど言いました祭り屋台ということです。三つの代表的な日本の文化が登録される見通しが強いと聞いております。したがって、この前実は10月18日に文化庁で、全国の山・鉾・屋台保存連合会の方々と登録準備の説明会があったようです。祭保存会の駒さんはじめ、3人ほど古川からも出られたと聞いております。実は、その翌日ですけれども、そこに行かれた方も入っていらっしゃったのですが、10月19日に玉屋庄兵衛さんの講演会の方が、確か28名ですけれども、いらっしゃいまして、私もよく知っている方がいらっしゃるので、その方々とお話しして、実際に18日の説明会の模様も聞きました。そうした中で、特に犬山の方ですけれども、非常に前向きにやはり観光連携をしたいと。先ほど、部長のほうからも半田だとか、あるいは高岡とか話が出ておりますように、それぞれの地域はやはり真剣になって今考えていらっしゃいます。したがって、私どもこういったものについてはタイミングを逸してはだめなのです。登録された、それから腰を上げるようではだめなので、今から例えば祭保存会と、あるいは観光協会と一緒にあって連携をして準備をしていただきたいと思いますと思いますが、その辺はいかがですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

まず最初に、世界遺産のお話をしなければいけないわけですが、現在、我が国の中で屋台等が世界遺産になっているのが2つございます。1つは、京都の祇園祭でございます。もう1つは、ちょっと記憶が定かではないのですが日立でなかったかと思っておりますが、二つ指定になっております。そうした中で、それぞれの地域の屋台、祭り等につきまして、世界遺産をしたいという動きがあちらこちらでございました。実際、お隣の高山市のほうでは、もう相当前から動いてみえたわけですが、そうした中で、飛騨市におきましても、高山市と一体になってこの飛騨地域の祭り文化というのを世界遺産にできないか、というようなことを提案させていただいたわけですが、先ほど野村議員がおっしゃいましたように、全国山・鉾屋台保存連合会のほうに加わってみえる全てのものにつきまして、世界遺産にもっていくという方向で文化庁がお決めになられまして、今日の動きになっているわけですが、動きにつきましては、野村議員がご指摘になられたとおりでございまして、今年は日本食、来年は和紙、再来年というような、順調にいくかどうか分かりませんが、そうした動きになっているわけですが、

そうした中で、先ほどからお話がございましたように、それぞれの祭りの地域を連携をしなければ、違った形で観光客が誘客できないということも当然承知をしております、そうした動きの中で、まつり会館の今後も含めまして検討をしたいというふうに進めておりますので、野村議員のご指摘も併せまして、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○5番（野村勝憲）

前向きな答弁ありがとうございます。それで、2番目の朝霧についてですけれども、皆さんご存じだと思いますけれども、兵庫県の竹田城という所があります。ここが非常に雲海に浮かぶ城として今大変な人気を集めているのです。ぜひ、こちらのほうの状況もつかんでいただいて、私は先ほど企画商工観光部長から話がありましたように、ポスターであるとかチラシなどにもっと強いインパクトで訴えていかないと、ただ単にポツンポツンと入れるだけではだめなので、その辺を今後気を付けていただきたいということをお願いして、3番目の雪そのものを水族館に売りむということでございますけれども、実は私、11月27日に名古屋水族館に行つてまいりました。これが名古屋水族館のパフレットです。これはリーフレット。（資料提示）具体的に先方の方と話をしてみたい。大変いい感触を得ていますので、ぜひ、これは民間ベースになるか別にしまして、ぜひとも進めていただく。そのためのバックアップをお願いしたいと思います。が、いかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

このことにつきましては、夏に雪を運ぶということになりますと、麻生十番の話も出たわけですが、非常にコストがかかったと。そのコスト以上に効果があれば、これはすばらしいことだということでございますが、いろんな形の中で現在はそういったことがなされていないということでございます。今、名古屋水族館という話が出ましたけれども、実際に名古屋水族館へ持って行ってその雪が河合の雪、飛驒の雪だということで、どれくらいの宣伝効果があるかということにつきましては、計り知れないところがありますので、なかなか難しい判断になろうかと思っておりますけれども、先ほど部長が答えましたようにコンセプトとしては面白いといったらおかしいんですけど、今から降る雪を利用するということにつきましては、飛驒市独特のものにはなろうかと思っておりますので検討はさせてもらいたいと思いますが、いろんな問題を掲げているということだけは確かでございますので、慎重に検討していきたいということでございます。

○５番（野村勝憲）

ありがとうございました。実は、夏場の雪ではないのです。冬場の、これからの雪なのです。ですから期限が限られております。大体、１月から２月いっぱいまで。それも１週間に１０トンのトラックで、トラックについては水族館側が用意していただけます。あとは、こちらから除雪した雪をあげるという、あまり手間暇のかかるものではありませんので、プラスアルファを求めたことを考えていかなければいけないと思いますので、ぜひ前向きに検討していただければ、私もルートがありますので、その辺はやぶさかではありませんから、ぜひお願いいたします。

最後になりますけれども、１０月に発表されました市民アンケート。これは皆さん、ご覧になられたと思います。これは回答はいりません。この中で、問３９で「あなたが飛驒市に対して、今後、特に力を入れてほしいと思うことは何ですか」という問いに対して、半分以上の５５％の人が「雇用の場の確保」と回答しております。これは断トツの１番です。

また、先週土曜日、先ほど話しましたが、古川の青龍会館で行われましたまちづくり会議の中でも、何とか企業誘致をしたいという要望がありました。したがって、まずスピード感を持って元気な地域づくり、いわゆる「まちづくり」を推進していただき５年、１０年を見たしっかりした経済対策の構築をお願いして、私の質問を終わります。

〔５番 野村勝憲 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時56分 再開 午前10時56分)

◆再開

◎議長 (内海良郎)

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に17番、籠山恵美子君。なお、質問中、説明資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番 (籠山恵美子)

おはようございます。私は今回4点伺いたいと思いますので、いつもより一つ多いので、端的に伺っていききたいと思います。まず、一つ目に生活保護基準引き下げの影響と対策について伺いたいと思います。

皆さんご存じのように、生活保護基準というのは、あらゆる所に影響を与えております。労働者の最低賃金から、また子供たちの就学援助など、さまざまな所に影響を及ぼす生活の基準になっています。この飛騨市の、特に低所得者対象の物差しにもなっておりますし、市民生活の土台ともなっています。生活保護を利用している方々だけの問題ではありません。そして、この8月から、その生活保護基準が引き下げられたということです。

ところが、これも本当に前代未聞の動きがありまして、わずか2カ月ほどで、全国からこの生活保護基準が引き下げられたことに対しまして不服審査請求が出されまして、わずか2カ月の10月の中旬で、その件数が1万件を突破いたしました。つまり、これでは生きられないということなのですね。

戦後初めての生活保護基準の引き下げだそうです。弱肉強食の力学が働く、そういう社会になってしましまして、先ほどの野村議員ではありませんけれども、本当に大変な時代になったと私も思っています。

そこで、飛騨市の様子を伺いたいと思います。まず一つ目に、飛騨市で実施している事業で、この生活保護基準の引き下げによる影響を受ける事業名、またその数を伺いたいと思います。生活扶助費が支給されていて、このような影響を受ける世帯の数はどのようなものなのか伺います。三つ目には、飛騨市として、この基準の引き下げによって影響を受ける他事業への連動を、どのように防ごうとしているのか。その対策について伺いたいと思います。

◎議長 (内海良郎)

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長 (谷澤敦子)

皆様、おはようございます。それでは、籠山議員ご質問の生活保護基準引き下げの影響と対策についてお答えいたします。

1点目であります、飛騨市で実施している事業で影響を受ける事業名とその数について、ですが、生活保護費は、国の決めた保護基準、最低生活費と世帯の収入を比較して、収入が保護基準を下回る場合に不足分が支給されるものです。

今回、社会保障改革の一環として社会保障給付費の抑制を目指すことや、物価の下落などの理由により保護基準が改正され、本年の8月分から新しい基準が適用されていますが、主なものは、生活扶助基準の変更、期末一時扶助の変更、一時扶助や加算の変更等であります。

その中で、生活扶助基準の見直しに伴い、他制度に影響が生じるものについてのご質問ですが、飛騨市で実施している事業の中で、住民税課税、非課税で利用料、負担金等を設定しているものにつきましては、25年には影響はありません。26年度以降の税制改正では、住民税の非課税基準が変われば影響があるかもしれませんが、今のところ未確定であります。

また、生活保護世帯か否かで利用料、負担金等を設定してものについては、飛騨市の生活保護世帯数が本年8月以前と以後について、この改正により変化はなく、被保護世帯区分により減免されていた方については、何ら影響はありません。利用料、負担金等が生保か否かで設定されている事業は22事業、生保か否かおよび課税か非課税かの2本立てで設定されている事業は17事業あります。

そのほか、学齢児童生徒就学奨励金事業は、要保護の基準については、生活保護か否かで支給されますが、準要保護の基準は、「片親なら児童扶養手当を全額受け取っている世帯」、「両親がいる世帯では国保の減免世帯」、「市民税減免世帯」に該当すれば支給されるため、生活扶助の減額に伴う影響はありません。

国民健康保険料減免取扱要綱、国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱要綱による影響については、このことによる減免の対象となる方は、飛騨市にはいないため影響はありません。

社会福祉協議会で対応しています生活福祉資金については、貸付基準が8月以前より下がりますが、この資金を借りる方は突発で申請をされるため、影響については未定であります。

国の制度の中で直接影響を受け得られると思われる事業は、国の説明によりますと38事業あげられていますが、できる限りその影響が及ばないよう対応していく方針で進められています。

続きまして、2点目の生活扶助費が支給されていて影響を受ける世帯の数の質問についてお答えいたします。

今回の改正では、生活扶助基準の変更があり、その内容は、年齢、世帯人員、地域差による影響の調整、物価動向の勘案により、給付費を旧基準との増減幅を±10%を限度に調整されるものであります。しかも、この調整は、3年間かけて段階的に実施されます。

飛騨市における生活保護受給世帯は、平成25年8月1日現在、42世帯53名ですが、平成25年度についての影響としましては、保護費の増となる世帯が10世帯、減となる世帯は31世帯となります。残りの1世帯は、医療扶助のみ支給されている世帯ですので、影響はありません。

増となる10世帯の内訳は、月々90円増加する世帯が3世帯、340円増加する世帯が7世帯あります。これらの世帯は主に60歳代の単独世帯が対象となります。

減となる31世帯の内訳は、月々100円～600円の減額世帯が27世帯、1,000円～2,000円減額世帯が2世帯、5,000～5,600円減額世帯が2世帯あります。月々100円～600円減となる世帯は、6歳～59歳、そして70歳以上の方がいる世帯が対象であり、5,000円以上の減額世帯は4人以上の複数世帯となっております。

続きまして、三つ目の他事業への連動を防ぐ対策についてお答えいたします。

現在のところ、生活保護基準引き下げに伴う飛騨市の事業に及ぼす影響はありません。また、国の説明会では、各制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら、できる限り影響が及ばないよう対応するというのが国の方針でありますので、来年度以降のことにつきましては、国の動向をしっかりと注視しながら検討してまいりたいと考えます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○17番（籠山恵美子）

飛騨市の場合、全国的にはだいたひ予測をして、いろいろな数字を出しています。例えば、いろんな新聞にも出ていますし、この問題についてはNHKでも特集をしておりましたが。例えば、東京のような大都市の世田谷区でも63事業、はるか遠くの北海道の帯広市でも51事業で影響が出ていると。その中について細かく分析しておりまして、もちろん今年度は、こういうのは大体住民税が課税か非課税に、非課税が課税になるかどうかというのは前年度ですからね。25年度は影響しないのは当然ですよ。ですが、次年度どうなるかということについて、行政は予測し、それについてどう対応するかというのを考えるのが行政の仕事だと思うのです。

私は今、26年度は非課税がどうなるか不確定だというのは、不確定なところをきちんと調べて、リアルな返答が、答弁が欲しかったのですけれども。

例えば、新聞なんかでも随分いろいろモデルケースが報道されておりまして、わかりやすいようにちょっと言いますので。例えばわかりやすく言いますと、両親、それから子供が12歳、小学校5、6年生。もう一人が、保育園児。この4人家族の場合、しかも、それが例えば年収255万7,000円。これは住民税非課税の世帯です。生活保護は受けていません。例えば、この家族が今度、生活保護基準の引き下げによりまして住民税が課税になりますと、全体で年間23万1,330円が負担増になると。こういうモデルケースが報道されているのです。これは、NHKでも同じようなモデルケースが紹介されていました。つまり、住民税非課税だったのが、この引き下げによって課税

の世帯になりますと、年間6万8,800円の税金が発生することになるのです。それから保育料にも派生してきます。保育料は倍近くになります。また、この小学生の子供の場合は就学援助費、これが今までは給付されていた。1万5,000円ほどの就学援助費が給付されていたのが、課税世帯になりまして対象じゃなくなるので、その負担が増える。また、給食費もそうです。給付されていたのが給付されなくなりますから、これは自己負担になるわけです。修学旅行費もそうです。もちろん、就学援助というのは自治体によって違いますので、さまざま修学旅行費に手当をしている所、していない所ありますけれども、こういうこのモデルケースの場合は、結局こういうことになって年間23万なにがしかの負担増。これをひと月にすると2万円ですよ。これだけ影響が及ぶということなのです。こういうことを、来年のことは不確定でわかりませんではなくて、きちんとそれを今から準備するのが、私は行政の仕事だと思っているのです。

今、調べていないのであればしようがないのですけれども、例えば、特に一番大変なのは子供さんの教育ですからね。どんな家庭に生まれても教育の機会均等ですので、やはり子供たちに影響が及ばないために、きちんとすることはとても大事なことだと思いますので、教育委員会にちょっと伺いたいと思います。この就学援助費について、例えば非課税世帯が課税世帯になったときに、子供たちがこの就学援助が受けられなくなった場合に、どのように対応されますか。そういう対策は取られますでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

おはようございます。それでは、ただいまのご質問について回答させていただきます。

私の部で把握しておりますのは生活保護、これに該当する、しない場合ということで、「該当しない場合には」という今ご心配かと思います。その場合には、飛騨市としては飛騨市学齢児童生徒就学奨励金の規則がございます。この規則によりますと、教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護に準ずる程度に困窮しているという者ということであってございます。

内容といたしましては、生活保護の該当しない方についても、引き続き市としては同等の援助、保護をするということでございます。したがって、本制度によりまして生活保護の該当がなくなった方についても、今までと同等の援助、保護はできるということでございますのでよろしくお願いいたします。

○17番（籠山恵美子）

ぜひ、そのようにしていただきたいと思ひますし、ただそのためには他の自治体などでやっているのは、規則や要綱を見直す。あるいは、さまざまな条例にある、その他特別に市長が認める者についてはこの限りではない、という条文を使って作ってある。こういうことがありますので、ぜひ引き続ききちんと手当がされるように、飛騨市としても十分な調査をしてやっていただきたいと思ひます。次に移ります。

2 番目に、歯科保健活動の 8020 運動の取り組みを、ということで伺いたいと思います。

市民の健康推進、介護予防、医療費節減などに歯科保健対策、これが効果があるとして、今、全国で 8020 運動に取り組んでいる自治体があります。

これは国の健康日本 21 という政策の一環でありまして、80 歳で 20 本以上自分の歯を残すという運動です。8020 運動です。兵庫県の南光町が人口 5、6 千人の町でしたけれども、1980 年代にこのことにまず最初に先駆けとなって取り組んだ保健活動でありまして、これが国に取り上げられ、国の政策となって、全国に広がっています。そして、最近では新聞の報道があったと同時に、テレビでも特集されておりまして私も偶然それを見たのですけれども、東京都、大都市の東京都港区がこの歯科保健活動で一生懸命やりまして、年間 2 億円ほどの医療給付費の縮減、節減に効果を上げた。こういう実績をあげておりまして、全国的に注目されています。テレビで報道があった途端に港区の知り合いに聞きましたら、視察が殺到しているそうです。やはりこういう、先ほど野村議員は観光のことで何とか飛騨市が注目されるように、力が出せるようにという質問でしたけれども、こういう保健事業とか福祉事業で、飛騨市が名をはせるということもあり得るわけです。

かつて、合併前の国府町は、住民健診に先駆けて力を入れていまして、福祉のまち国府ということで全国的にやはり有名になりました。そういう力を入れることによって、またいろんな所に知っていただけるという効果も一方ではあります。何よりも、医療費が縮減できるということは良いことだと思っています。この 8020 運動、ぜひ飛騨市も取り組んでいただきたいと思います。この発言通告を出して 6 日ほどたちました。十分熟慮されて、考えての答弁だと思います。よろしくお願いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、議員ご質問の歯科保健活動 8020 運動の取り組みについてお答えいたします。8020 運動は、「80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保とう」という運動で、平成元年に厚生省と日本歯科医師会が提唱して開始されました。

また、「8020」の「80」は、男女を合わせた当時の平均寿命のことで「生涯」を意味していることから、「生涯にわたり自分の歯でものを噛むこと」を意味しております。

国の調査によれば、大体 20 本以上の歯が残っていれば、硬い食品でもほぼ満足に噛めることが科学的に明らかで、どの性、年齢層でも、自分の歯が 20 本以上残っている人の咀嚼状況は良好であるとの報告があります。

飛騨圏域では、8020 運動が開始された翌年の、平成 2 年 10 月に歯科的保健増進を達成するため、総合的に口腔疾患の予防、治療対策に必要な事業を行い、高山市、飛

飛騨市および白川村の住民の歯科保健および福祉の向上に寄与することを目的に、飛騨口腔保健協議会が設立されました。地域歯科医療体制の核として、母子保健から成人および老人保健に至る生涯を通じての効率的な保健活動を進めていくために、行政と歯科医師会および関連諸団体が一体となった組織です。井上市長が副会長を務めております。

主な事業内容としましては、研修会、親と子の良い歯のコンクール、口腔保健の講演会、８０２０運動達成者の表彰等、連携を図りながら実施しております。

飛騨市では、８０歳になっても２０本以上自分の歯が残るように、ライフステージに対応した歯科保健事業を実施しています。

特に、乳幼児期は、歯垢清掃や食習慣など基本的な歯科保健習慣を身に付ける時期として非常に重要であり、生涯を通じた歯の健康づくりに対する波及効果も高いことから、乳幼児期にきめ細かな歯科健診やむし歯予防教室を開催しております。保育園、小学校や中学校においても毎年度歯科検診が実施されております。

また、妊婦を対象とした妊婦歯科健康診査、４０歳、５０歳、６０歳を対象とした歯周疾患検診、介護予防事業の中では、高齢者を対象とした口腔機能向上事業として歯科衛生士による指導等を行っています。飛騨市の乳幼児期における虫歯保有率は、年々減少し飛騨圏域の中でも低い状況となっております。

また、県成人歯科疾患実態調査の平成２３年度データによりますと、飛騨市ではございませんが、岐阜県における「８０歳で２０本以上自分の歯を有する者」は、年々増加していることから、歯の健康づくりは着実に推進しているものと思われます。

市では、「８０２０」につなげるべく実施している歯周疾患検診でございますが、平成２５年度実績では、対象者１，０１０人に対して、実際に申し込みをしていただいた方が１１０名、かつ受診した者が８４名と、大変低い受診率となっております。対象者の中には、自ら歯科健診を実施している方も多くみえると思いますが、受診率を上げるための取り組みが、今後さらに必要になると考えます。

つきましては、新たな事業を実施するのではなく、既存の事業の周知および利用促進に努め、それぞれの年代に応じた支援を引き続きしっかり実施してまいりたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○１７番（籠山恵美子）

それぞれの健診のときに、それなりにやられているということですね。この事業は、国が県を通していろいろ補助する対策でありまして、歯科保健医療対策事業というものがあまして、大体２５年度で２２０億円、国は用意したということですね。

飛騨市の場合、具体的にお聞きしますけれども、飛騨市の場合は今、受診率が低いことはわかりました。実際に８０歳以上の方で、２０本の自分の歯を残している方は、先ほど岐阜県としては年々増えているということでしたけれども、飛騨市としては何名くらいいらっしゃるのですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

ただいまのご質問にお答えいたします。

結論といたしましては、実態調査というものがしっかりできない状況ですので、実際に８０歳の方で２０本の歯を保有してみえるかということは把握できておりません。このことにつきましては、現場でもどこかのタイミングで一度きちんと実態調査をしたいということで、今、健診のときの問診票あるいは何かの訪問等で、ある程度包括支援センターとの協力の下で実態調査をしていきたいと思っております。

ただ、先ほど申しました口腔保健協議会の中での「８０２０運動」の飛騨市の表彰をされた方につきましては、参考ですが２３年度は５名、２４年度は３名、２５年度は２名ということで、この表彰人数とそれはリンクするものではございませんが、表彰されている実態はございます。以上です。

○１７番（籠山恵美子）

最近、話題になっていますこの東京都の港区は、２０歳以上の成人に対して歯科保健指導をしている、そういう取り組みがこういう成果を出しているのです。これは、新たに何をするのではないけれども、部長はこれまでどおりのやり方でもっともっと促進するというような答弁でしたけれども、もちろんどこかに新たな歯科センターを造れなんていう話ではないですよ、もちろんできればいいですけどね。補助事業でやれば、それに越したことはありませんけれども、例えば河合の診療所、宮川の診療所、やはり高齢者、身障者それから妊婦さんなどは、なかなか歯医者さんに行くことは困難な方が多いですよ。そういうときに診療所を使って、もちろん歯科医師会の協力も得て促進させるということはできるわけですからね。いろいろなその土地ならではのやり方で、促進させたいと思いますけれども、この港区はやはり２０歳以上の成人に対して歯科保健指導、活動を一生懸命やったために、６１．２％、半数以上ですよ、８０歳の高齢者の人数の６１％が２０本以上の歯を残していると。これは大変な成果です。だから医療費も、要するによく噛み、よく食べられるということは健康を維持できるわけですからね。結局、そのことによって病気も少なく、医療費を年で２億円も縮減させることができたということなのです。

市長に伺います。これは、やはり政策的な問題ですので、どんと飛騨市が「これやるぞ」と、例えば５年なり１０年なりに区切って力を入れるということは、やはりひとつ政策として打ち出さない限りは、なかなかこれには力は入らないと思うのです。そういうことをやった所は成果が上がっているのですから。この政策的なことを部長に「やれ、やれ」と言うのも酷な話だと思いますし、部長に政策立案の権限を与えているのならいいですよ。部長に立案してもらって、それを市長が「やりなさい」と言うのならいいのですけれども、そうではないと思いますので、市長の考えを伺いたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

このことにつきましては、先ほど部長から言いましたように飛騨口腔保健協議会というものが2市1村で立ち上げておりまして、歯科医院の方がみんな入っておみえになるわけでございます。それと行政が一体となって、その中の一つで始まる20運動は既にやっているということで、毎年表彰をしているということでございます。

飛騨市が単独でということではなく、今までこの飛騨地域の歯科の方皆さん一緒になってそういった運動をしておみえになることでございますので、今度の口腔協議会が開催された折に、これから始まる20運動に対する取り組み、こういったもののご意見を先生方に伺う、そういったことも必要ではないかというふうに思いますので、そういった会議を利用しながら、今後検討していきたいというふうに思っております。

○17番（籠山恵美子）

昨日の他の議員の質問に対する答弁を聞いても、今の行政側の考え方を聞かしても、何ていうのでしょうかね、腰が重いとしか思えないのです。やはり、新しい政策を立ててやるということは、いろんな問題も困難もあるのは当然ですし、そのことをクリアして初めて成果が出るものですから、やはり積極性がなければこれは成功しないと思うのです。今まででもやっております、これからもその中で話し合いながら、ということでしたら、この平成25年の実績、対象は1,010人いました。84人が受診したのですか。こういうような低い数字のまま、本当に市民の歯科保健の成果は出せますか。維持できますか、健康を。それで、医療費がかかる、かかると言っては、国保料がただただ自然に国保料を上げるだけという、全く能のない政策では市民はお金を取られるばかりなのです。こういう政策を打ち立てて、そして市民を健康にし、市民のこういう税負担も軽くしてやるという、そのために思い切った踏み切りが大事だと思うのです。いかがですか、その辺は。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

これはですね、既にやっているのですよ。一生懸命やっているのです。そこへまた籠山議員がやっていないようなことで質問されるものですから、話がややこしくなっているのであって、これは飛騨圏域あげてみんなで8020運動をやっているのです。それで飛騨市も一緒になってやっているということでございまして、歯科の方もみんな入ってみえて、みんな知っておみえになりますし、やっていることでございますので、これから力を入れてまいりたいというふうに思います。

○17番（籠山恵美子）

では、そのやっているということの中身を教えてください。では、なぜこんなにや

っていると言っても、自治体によって差があるのですか。成果が出ているかどうかが大
事ですね。

乳児健診、成人健診あるいは高齢者のすこやか健診ですか。例えば、そういう機会に
歯を見てもらって「これは悪いですから、歯医者さんに行ってください」、「歯周病です
から早く治してください」と、それだけ促しているだけではやっていることにはならな
いと思うのですよ。なぜこういう所が、自治体が成果を上げているかという、やはり
受診率を高める、高めて成果を上げるというとき、特別な手当ををしているわけです。
そういうことは、例えばネットでも何でも調べることができます。ほかの自治体で成果
を上げている所が、飛騨市と違うどんなことをやっているということは調べられました
か。それよりも、飛騨市は何をやっているのですか。教えてください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。議員がおっしゃることはもちろんですけども、飛騨市には数々
の健康課題があると思っております。その中で、何を重点課題にして捉えていくかとい
うときに、血圧の問題、糖尿病の問題、そういうところもきちんと見ながら、今ここで何
を一番に力を入れていくかというところの、今実際に高血圧の方の対応でありますとか、
血糖値の高い方のきめの細かい対応ということで、もちろん即医療費の削減につながっ
ているかと言われますと、籠山議員納得のということは難しいかもしれませんが、長期
にわたって取り組むことで成果を上げてくるというふうに思っています。その中での歯
科という捉え方では、今言いましたライフステージに合わせた形で取り組んでいること
は間違いありません。妊婦の歯科健診も早い時期に、飛騨圏域としても全妊婦の方に取
り組んだりということではあります。ですが、私が言った確かに40歳、50歳、
60歳の方たちの中の健診については、非常に積極的なPRをしても、どうしても仕事
を休んで受診することの難しさとかを言われる中では、やはりこちらの政策的には、も
う少し積極的に受診していただけるような手法が大事ということで、今答弁で述べたよ
うに、今後の取り組みが非常に大切であるというふうには思っておりますので、少しで
も個々の受診率を上げることが、早い時期から歯を大事に守って高齢期につながるとい
うふうに思いますので。

ただ、やっていることは今一つ一つ細かくはあれですが、乳幼児期から本当に虫歯予
防対策については、しっかり取り組んでおります。食の部分についても、しっかり取り
組んでおります。一番私はだめなところというか、一生懸命やらなければいけないところ
が、歯周疾患の対象である40歳から60歳、その部分だということで、あえて答弁
書に書かせていただきました。ですので、その部分をしっかり取り組みながら、議員
がおっしゃるような形でも、医療費削減にもつながることもですし、高齢期の口腔を守
りながら健康で生活していただきたいところにつなげて頑張っていきたいと思ってい

で、ご理解いただければと思います。以上です。

○17番（籠山恵美子）

私は、一言もやっていないなんては言っていないのですよ。だけど、どこでも当たり前のようにやっているようなことでは成果が上がらない。そこで、「ここに力を入れよう」とやっている自治体が確実に成果を上げているのです。特に、この飛騨市のような山間地は、とにかく足の便は悪いですし、高齢者も多いです。その高齢者は、かなり早い時期に入れ歯になる方は圧倒的に多いと思いますよ、飛騨市は。ではなくて、80歳になってもやはり自分の歯でかみましょと。おいしい飛騨の漬物をカリカリと自分の歯でかめる、そういう市民生活を保障ましょと。そのために、大胆な政策の展開というのが必要ではないかと言っているのです。ぜひ、考えていただきたいと思ひまして、次に進みます。

三つ目には、非正規職員の待遇改善を、ということ伺いたいと思います。

この飛騨市には嘱託も合わせて、臨時、嘱託など多くの非正規職員がおります。正規職員が、この12月1日現在のデータでは正規職員が394人。もちろん、ここには医師、看護師も入っております。飛騨市の市民の皆さんの税金で手当てされている正規職員が394人。一方、非正規職員は287人です。全体の職員の42%が非正規職員となっております。半数近いです。でも、こういう職員の方々が私たち市民生活を守り、また市民サービスに日々力を入れて働いてくださっていると思っています。

ですが、私たち市民は市職員については、普段接するときには正規だ、あるいは非正規だというふうに区別しては接しておりません。また、職員の方もそんなふうな「私は非正規です」なんていうような対応はしていないと思います。十分に接してくださっていると思っています。

ならば、もっともっと非正規職員は、この飛騨市の住民ですからきちんと生活が保障されるだけの給与、あるいは待遇が必要ではないかと思ひます。給与や福利厚生など、正規職員との格差は歴然としています。非正規職員も市民サービスにかかわる大事なメンバーであります。

先日11月20日でしたか、白川村議会と飛騨市議会との交流会がありまして、市長もいらっしゃいましたけれども。そこで合併当時、合併協議会の県からの出向であった中谷さんが講演なさいまして、現職の公務員です。その方が言っておられました。人材は宝であるということをおっしゃっていましたよね。人材育成が本当に大事だということをおっしゃっていて、これは現職の公務員が言うのですから、本当に意味深いと思ひているのです。この非正規職員、何としても待遇改善をすべきではないかと思ひます。いかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、非正規職員の待遇についてのご質問に対して答弁させていただきます。

はじめに、臨時職員の雇用に対する考え方をご説明いたしますと、事務または技術の業務補助として臨時的に雇用するものであります。臨時職員には、事務職、医療職、福祉職などさまざまな業種があり、そして、現場の実情に合わせた勤務形態により、通常の勤務や変則勤務など、その時間も複雑でございます。

その中でも、特に専門的な技術や知識を必要とする業種や、民間等でも代替えが可能な職種については、臨時職員を雇用して対応しているのが現状です。

しかしながら、このような職種の方を正職員として採用することは、少なくとも40年以上の雇用が継続し、財政的にも大きな負担となること、加えて、先ほど申し上げました職種の特殊性から、配属や異動が限られてしまうことや民営化の動きもあることから、将来的に雇用の継続が困難であると見込まれます。

このような考えのもとに、行政改革を進めてきたわけですが、平成21年度からの第二次行政改革を進めていく中で、正職員は今年度までに39名削減し、事務系の本庁や振興事務所の臨時職員につきましても12名削減を進めてきたところです。

しかし、一方、現場のある部署では増員を図り、図書館につきましては5名、今ございます飛騨市クリーンセンターでは1名、みずほクリーンセンターでは1名、給食センターにおきましても1名、老人保健施設では8名の合計16名の増員を図ってきました。

臨時職員の業務は、正職との差別化を図るために、重要な意思決定部分や業務の中で責任の重い部分を除いたところを担当させており、このような、臨時職員の配置に対する考えに基づき、平成25年12月1日現在では、先ほど議員もおっしゃいましたように嘱託職員、月額でございますけれども117名、フルタイム勤務臨時職員、日額でございますけれども108名、それ以外の臨時職員、週に30時間未満の方でございますけれども62名の合計287名を雇用しております。

給与につきましては、責任の重さ、業務の困難さを加味した上で決定しており、事務系の職種は日額制をとっており、先ほど申し上げました現場系の職種につきましては、月額制を基本とした賃金体系により、職種による責任の重さや業務の困難さを反映させています。

そのような中で、当市の臨時職員の賃金と県内市の同種の方の賃金を比較しますと、平均より少し低い状況ですが、県内市の中では、賞与を支給していないところが多いため、賞与分を含めた時給単価に置き換えますと、ほぼ平均時間単価となっております。

また、通勤手当の支給に関しても、支給していない市があることを踏まえると、当市の状況は決して悪い状況ではないと認識しております。

さらに、休暇面では、フルタイム勤務以上の臨時職員に対しましては、平成22年から忌引き休暇と病気休暇制度も導入しており、財政状況を勘案した上で雇用の均等を最大限に行っているところです。

今後は、正職員の数と臨時職員の数の見直しや、県内自治体への調査を継続的に実施し、適正な賃金と待遇の改善を進め、市政の確実な運営を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○17番（籠山恵美子）

地方公務員の処遇というのは、国家公務員に準拠するということは間違いありませんか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

発言のご趣旨が不明なところがございますが、国家公務員法と地方公務員法の中で若干の違いはございますけれども、基本的なところについては同じだというふうに理解をいたしております。

○17番（籠山恵美子）

例えば、特にフルタイムで働いておられる臨職の方ですが、私は単純に事務職だけをイメージしていません。飛騨市の場合は、ほかの所はどうか分かりませんが、特に現業職の方、臨職がとても多いです。保育園の保育士さん、あるいは介護福祉施設、老健施設のたかはらとか、それから市民病院にも臨職の看護師さんがたくさんいます。つまり、こういう方々は、特に女性も多いということですし、人と関わる大事な場所で働いている臨職の方々なのです。そうしますと、補助的な仕事とはとても言えないと思うのです。同じような仕事をしているのですよ、正規の職員と。ですから、この方たちの待遇、処遇を少しでも引き上げてやる、働き甲斐があるようにしてやる、生活を守ってやる。このことをきちんと行政がやらなければ、行政が1年1年で切り捨てる、使い捨てる、あるいは5年で雇止め、こういうことをやっていて民間の会社にもものが言えますか。言えないと思いますよ。厳しい財政といっても、正規の職員ほどたくさん必要なわけではないと思います。例えば、手当なんかはどうですか。基本的には国家公務員法に準拠してやられるわけですから、だから職員の給与なんかも人勧の、人事院勧告というのは国家公務員に対して勧告されるわけですが、地方自治体ではそれに準拠して、地方の地方公務員の給与を上げたり下げたりやっていますよね。そういうことから準拠されるということになるのでしょうか。手当てとしてはどうですか。例えば、常勤の職員というのは、給与のほかに扶養手当、あるいは地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、いろいろ手当があります。例えば、先ほど賞与のことをおっしゃいましたが、飛騨市の場合、第1種の臨職ですね、6月に10日分の賞与ですよ。12月にも10日分です。嘱託員の方が6月に0.7カ月分、12月に1.5カ月分。これはどうですか。正規の職員と比べたら大変な、格段の差ですよ。同じように働いているのです。特に女性の臨時職員。現場で働いている保育士さん、看護師さ

ん、介護職員。女性だけに手厚くしろなんて言っていませんよ。一生懸命やってみえるのです。そういう方々に、もっと待遇を良くしてもいいのではないかと思うのです。結局、地方公務員法は差別してはいけないことになっていますね。この辺りはどんなふうを考えてみえますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。基本的に先ほども言いましたように、正職と臨時職ということで、臨時職につきましては事務の補助という考えのもとでの臨時職でございます。

議員もおっしゃいましたように、いろいろな改善は行っているという中で、飛騨市におきましては賞与も多少ではございますけれども与えております。さらに、先ほども述べましたように通勤手当の支給につきましても、通勤手当が支給されていない市町村も多々あります。さらに、病気休暇を取りますと、退職していただくというような自治体もございますけれども、本市におきましては病気をされても病気休暇として認めて、あと継続的に働いていただくというような改善も行ってきております。

このようなことを踏まえまして、さらに他市のことも検討いたしながら、今後さらに改善をしていきたいという考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

○17番（籠山恵美子）

最後に今後の改善をということでありましたので、これからの行政側の考え方に期待しますけれども、先ほども言いました飛騨振興局の副局長ですよ、中谷哲雄さん。この方は、先ほど言いましたけれども、人材育成は大事だと。その人材育成を一番大事にして、人づくりを大事にして、その大事にした上での人件費は大事な事業費なんだと、公務員が言っているのですからね、現職の。こういう立場に立つということは、とても大事なことだと思います。

私は、市民サービスを十分にやってもらうためには、大事な人材はもちろん、必要な人件費として私は確保してもらっていいと思っているのですよ。それよりも職員の数が少なくなって、一人の職員がいっぱい仕事を抱えて、だんだん仕事が粗くなる、住民にも距離が出てくる、なかなか言ってもたらい回しでがちが明かない。こういうような行政では困るわけです。そんなことを市民の方々は望んでいないと思います。公務員バッシングと言われますけれども、本当に住民が満足するような住民サービスを職員の方々が皆さんやってくださったら、バッシングは起きませんよ。ただ人件費を減らせば、市民は納得してくれるだろうと思ったら大間違いだと私は思っています。これからはぜひ、このことについて考慮していただきたいと思います。

最後に基金の問題を。基金保有額の適正化について述べたいと思います。まず、基金のあり方を井上市長はどう考えているか伺いたいと思います。

◎議長（内海良郎）

大項目は一つですので、続けて２番もやってください。

○１７番（籠山恵美子）

失礼しました。

二つ目に、一般会計、特別会計合わせて１１２億円余りの基金があります。一般会計、特に私がこの間の議会で問題にしました財政調整基金、これが４８億に達しました。平成１６年の合併当時は２１億円でしたから、倍以上基金が、お金が積み立てられているわけです。そのほか特定目的基金、これが１６基金ありますけれども、これが２４年度の決算で４６億円あります。この基金を適正化するということは、今とても大事なのではないかと考えています。長期財政でいろいろ厳しい財政が言われています。いろんなところに、もう見直しをかける時期です。またそれもかけてみえますけれども。この基金を聖域にすることはできないと思っています。この基金を適正に見直すことによって、市民要望や新しい事業への実施がより多く可能になるはずでありますので、そういうことによって、また市民の生活の中に何か希望が見えてくるのではないかと考えています。この基金の考え方について伺いたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、基金についてお答えさせていただきます。はじめに、どう考えているかということでございます。

まず、基金には積立基金と運用基金がございます。運用基金につきましては、育英基金のように貸付運用されているもので、説明は省きます。

積立基金につきましては、一定の目的を持って積み立てているものと、年度間のばらつきを抑えるための財政調整基金と減債基金がございます。そのうち、財政調整基金は年度間の不均衡、^{でこぼこ}凸凹でございますが、これを抑えることが目的でございます、その額がどの程度必要なのかは、その時の状況によるものと思っていますところでございます。

次に、基金を飛騨市の身の丈に合った、というところの質問でございます。

基金につきましては、積立基金１１２億円の内訳は約４８億円が財政調整基金でございます、残りの約６４億円がその他の目的基金となっているところでございます。財政調整基金以外の基金については、特に積立額が大きいのは合併基金でございますが、これは合併特例債を活用して借入限度額まで積み立ててきたことから、１６億円余りでございまして増加をしてまいりましたが、借入の償還金を含め積立期間中も毎年度必要額を取り崩して一般財源化しており、今後も取り崩しが続くことから、今後１０年程度で枯渇するものと思われます。

これ以外の鉄道対策基金の１５億円など、その他の積立基金についても、各年度にお

ける需要に応じて取り崩しを行っているものがございまして、資産の更新など大きな需要が生じた場合に、取り崩さなければならないものがほとんどでございます。

したがって、年度間の調整に使う４８億円の財政調整基金が議論の対象となるわけでございますが、今国では、リーマン・ショックによる景気悪化に対応するために導入された地方交付税の特別加算、これは全国で約１兆円でございますが、この撤廃や、同じくリーマン・ショック後に地財計画に設けられた歳出特別枠、これは全国で１．５兆円でございますが、この削減が検討されております。これは交付税の交付額１７兆円の十数パーセントに当たります。さらに、当市は来年度から合併による普通交付税加算額、これは平成２４年度には１７．４億円ございました。これの減少期間に入ることとなります。普通交付税の大きな減少が予想されます。逆に、普通交付税の算定について、平成の大合併により合併した市町村の面積や、支所機能を重視した算定に見直す方向も検討されております。これは地方交付税が増える要因であります。

これらのことにより、今後普通交付税の交付額がどの程度になるのか、今の段階で合併支援の切れる平成３１年度以降を見極めることができない状態にあります。一時的な財政黒字を用いて、財政規模を膨らませても、後年度に何の影響もなければ、ご提案のとおり実施をいたすところでございますけれども、しかしながら、先行き不透明な中で一時的に財政規模を増やすと、今後その規模を小さくすることが難しくなると思っております。また、新規の事業には、国や県の補助金が必要でございます。これらが手当てできなくなります。私はこれまで、必要なことは行ってきましたし、今後も、必要なことはしっかり行ってまいります。が、安易な財政運営は行うつもりはございません。

〔市長 井上久則 着席〕

○１７番（籠山恵美子）

安易な財政運営というのは、どういう財政運営でしょうか。これをまずお聞きしたいと思っておりますし、今おっしゃった財政調整基金ですけれども、年度間の不均衡を抑える、図るための基金。これはそのとおりです。これが、なぜこのように多くなければいけないのかということです。財政調整基金は、国としても標準財政規模の１０％が適正だという見解です。飛騨市の標準財政規模というのは１１０億円です。そうしますと、１１億円ほどあれば十分なわけです。その４倍以上、財政調整基金に皆さんの、市民の税金をため込んでおいて、それで「金がない、金がない」と言っている事業も起こさない。

私が、今前段に３つ一般質問の中で要求をしましたけれども、これなどそんな大きな問題ではない。やろうと思えば、すぐにでもできると思うのです。でも、そのための財源はどうするんだという話になりますから、こういう基金をうまく運用すればできるのではないかということです。まず、安易な財政運営というのとは、どういう運営なのか教えてください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

一つの例を挙げますと、先ほど言いましたように２４年度には交付税が１７．４億円余分に頂いたわけでございます。当初予算で見させていただきますと、約６０億円ほどの予算を組んでおりましたので、７億円ほど余分に頂いた計算になるわけでございますけれども、それが来たからといって、それを安易にたくさん来たから使いましょうというような、そういった財政運営はしなくて、余分に頂いたものにつきましては後年度以降の積立に回すというのが、私の考え方で今進めてきたということで、そういったことで、金が入ったから使いましょうというような財政運営はしないということでございます。

そして、今四十数億円の財政調整基金を持っておりますけれども、皆さんにお知らせしているとおり、平成３０年頃には７０億円くらいまでは膨らませようとして、今積立をしております。それは、長期財政見通しを毎年毎年お示ししておりますので、それを見ていただければすぐわかると思いますけれども、３０年以降、この財政調整基金はすぐ枯渇するようになる予定でございます。そのためにはやはり、ある程度の貯金を持つ、このことが必要だということを思います。

今、安易に市民サービスを金があるからといって例えばあげたとして、金がなくなったからそれを、サービスを落とす、そして負担を増やすというような、そういった市政運営は私は間違っていると思います。私のやり方は、あまり派手なこともやりませんし、地味かもしれませんが。絶対に市民に皆さんにそういった、財政が厳しくなったときに負担を増やさない、そういったことを心がけてやっていると。市民の方は安心して暮らしていけるような、そういった仕組みづくりというのを目指してやっていることでございますので、この辺はいろんな考え方があろうかと思いますけれども、私はそういった考え方のもとで進めているということでございます。

○１７番（籠山恵美子）

平成３０年に７０億円の財政調整基金ということになると、どうなるのかという感じがしますが、全国どの自治体も同じ状況ですからね。国は放っておくわけありません。しかも、そのために今は市長会でも運動でしているわけですし、実際に今国は、総務省は何を考えているかというと、各合併によってできた支所ですね、支所機能の重大さがわかって、今度その支所機能にお金を出そうとしているのではないですか。そういう動きもありますよね。

例えば、飛騨市がこれだけに財政調整基金を、年度間の調整のためにもたれるはずの財政調整基金を、後年度のためにという考え方はいくら何でもやりすぎだと思いますよ。

財政調整基金はちょっと置きまして、では伺いますけれども、例えばふるさと創生事業基金というのがありますね、２億２，０００万。それから福祉事業基金、これも４億ほどあります。こういうものも適正に取り崩せば、皆さんの今議員からも出ている要望

にもずいぶん応えられるのではないですか。議員の要望というのは、議員が個人で言っているわけではありません。バックには市民の要望があって言っているわけですからね。それをやるためにも、適正化して取り崩すこともできるではないですか。ゼロにしなくたっていいのです。十分なことをやれると思いますよ。この辺りの基金の考え方はどうですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

積立基金のうち目的がある基金につきましては、その目的のために使うという趣旨でございます。例えば先ほど、ふるさと創生基金のご提案がございましたが、ふるさと創生基金につきましては、今後見込まれます指定管理施設の更新が始まります。その更新のときに新たな財源として、こうしたものを取り崩して使うというものでございます。

福祉事業基金につきましては4億ほどございますが、こうしたものにつきましても財源が大変になったときに、こういうものを取り崩して充当したい。具体的に言いますと、先日県のほうで行政改革の折に、県単事業の中の県の負担金が減りました。これが年間約8,000万ほど減ったわけでございます。当市におきましては、財政支援があったということで、これまで一般会計といいますか、通常の会計の中で処理したわけでございますが、本当に財政が厳しくなったときに、仮にでございますけれども一つの例として、県がこういうことが生じた場合につきましては、当然こうした基金を取り崩して充当するということでございます。そのために設けている基金でございますので、それぞれの目的が発生したときには、この基金を取り崩して使うということでございます。

◎議長（内海良郎）

正午を迎えますが、このまま籠山議員の一般質問を続けます。

○17番（籠山恵美子）

もちろん特定目的基金ですので、その目的に沿って使ってもらえばいいと思いますよ。それが市民サービスにつながるのなら、それはそれで結構なことなのですが、結局、適正に取り崩して使っているという言い方をされますけれども、これまで一般会計、特別会計、全て黒字ですよ。ずっと推移していますね、合併してから。なおかつ、基金はその年度に取り崩しても例えば、例えばですよ、合併基金なんか取り崩しても、その倍ほどの積み立てをその年度にやっているではないですか。取り崩すけれども、さらに大きな積み立てをしているということで、結局なかなかそれを使って住民サービスを充実させているとは見えないわけなのです。姿を見るとね。取り崩しても、積み立てているのですから。そういうことをやっていたら、新たな政策の展開なんかできませんよね。だからこの間、私これまでもずっと思っていましたけれども一般質問がむなしいですよ。答弁が本当に、何ていうのですかね、言い訳に終始している。お言葉はわかりますけれども、結局つまるところは「こうであります」と言って、やらない答弁ばかりで

すよ。それでは私たちは議員として、住民の代表として住民の要望をここに上げて、本当にむなしいですよ。まちづくり協議会、先ほどそういう話が出ましたが、まちづくり協議会でやられているものだけ実施していくのですか。それでは第二の市役所ではないですか、まちづくり協議会が。こういうやり方は全くおかしいと思いますよ。形骸化していますよ、議会の一般質問が。で、こういう基金のあり方、それから財政のあり方、こういうものをまた新たに見直して、そして考え直していかない限り、飛騨市に展望はないですよ。飛騨市の市民の生活に展望はないですよ。この辺りどうですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

総括的なことにつきましては、市長のほうから答弁させていただきますが、私のほうからは普通交付税の本当に見込みのところにつきまして、もう一度確認をさせていただきます。

これは24年度決算でございますが、普通交付税が飛騨市で75億円交付されております。これが通常の飛騨市の計算になりますと58億円に下がるわけでございます。市長が17億円と申しましたのは、この差額が17億円あるということでございます。

その中で、この58億円の中には、先ほど市長の答弁にございましたように、リーマン・ショック後に設けられました特別加算というのが全国で1兆円ございます。それ以外に歳出特別枠というのが全国で1.5兆円ございます。国の交付税特別会計の出口部分ではここ数年17兆円台で推移をいたしていますので、そのうちの2.5兆円が特別枠ならびに別枠加算という形で交付されているわけでございます。

そうしましたら、これが始まる前に飛騨市の普通交付税がどれだけであったかということでございますが、一つの例で申しますと平成19年で48億円でございます。平成20年で51億円でございます。平成22年で52億円でございます。現在、籠山議員がご指摘になられましたように、合併支援がございました各自治体が財政支援がなくなるということで、大変になるということで、現在総務省のほうで見直し作業が進められております。そのうちの一つとしましてご指摘がございましたように、面積加算を算定基準の中で増やそうという動きがございます。もう一つは支所機能を何らかの形で、この普通交付税の算定に加えようという動きがございます。しかしながら、仮にこれが加わりましても先ほど申しました58億円、60億円近い交付税が確約されるという見込みは全くございません。くどうようですが、これらの別枠加算がなくなったときには、50億円前後の普通交付税の額になっているということでございます。仮に50億円をベースとしますと、先ほど言いましたように、75億円の普通交付税につきましては25億円も多いわけでございます。したがって、現在の財政調整基金の48億円が多いか少ないかということは、議論の対象になるわけですが、将来につきましては交付税に関して言えば、大変厳しい状況にあるということでございます。

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

△市長（井上久則）

籠山議員の質問に対して私のほうで説明をさせていただいたことが、むなしいとか何とかという話でございますけれども、これは質問者の思いに沿った答弁をすれば、それがいいのかどうかということにつながるわけございまして、行政側は行政側の考え方としてしっかり答えているつもりでございます。議員の方はそれは市民の方の意見を言われるかもしれませんが、全てがそういったことではないと思っていますし、今の飛騨市の現状を踏まえて行政がやっていることを、しっかり答えさせていただいているというふうに思います。

今の現状が、籠山議員どういうふうにとられたかわかりませんが、これが飛騨市の行政運営ということでとられてもらっても結構でございます。そのかわり私は、市民の皆さんにいざというときには絶対に心配をかけない固い飛騨市政というのを貫いてまいりたいという思いは、ちっとも変わっておりませんのでよろしくお願いをいたします。

○17番（籠山恵美子）

極端な話をしているつもりはありません。ゼロか10かという話ではないですよ。やはり、もう次の財政のことを考えながら、必死でやられるのでしょうかけれども、そこでどうやって住民に手当をするかということは大事なことで、やはりお年寄りに金がないのだから病院に行くな、子供に3度の飯を2度にして我慢しろという、そういう父親が尊敬されるか。こういうことですよ。私たちはもっともっと要求を突き付けたいと思いますし、市民に温かい、市民主体の市政と市長は昨日言ったのですから、そのことを十分考えて本当に温かい市政をやっていただきたいと、これを思います。ほかの議員も皆さんそう思っていると思いますよ。主張している市民の方もそう思っていると思います。ぜひ、これから本当に市民に温かい市政をお願いしたいと思ひまして、質問を終わります。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで、暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午後0時07分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、引き続き会議を再開いたします。次に15番、山下博文君。

〔15番 山下博文 登壇〕

○15番（山下博文）

それでは、早速質問に入ります。私は3点について質問を出します。1点目ですが、平成26年度予算編成であります。

来年度の予算編成中ではありますが、人口減少に歯止めがかからない、企業誘致は思うように進まない具体化していない、高齢化が一段と進み介護保険給付、医療費等の負担増という状況で、また地元企業の活性化、農業振興の施策、交流人口の拡大、若者定住促進、合併特例債の廃止ということで、財政見通しでは平成30年以降の収支が赤字になるという予測をされており、飛騨市が置かれている環境は大変厳しく、課題は山積の状況であります。いつまでも市民が安心して暮らせるまちづくりに向けて、新年度予算編成について5点質問をいたします。

昨日も質問があり、その答弁があったのですが、予算編成に当たっての市長の基本方針ということで、私なりの質問をさせていただきたいと思います。それから、歳入歳出の見通しと経常経費の抑制策。3つ目ですが、耐震に関連する市有施設の撤去計画。4つ目は、リサイクルセンターと神岡の中継点の存続。いわゆるストックヤードのことでありますが、これの存続。それから5つ目は、松ヶ瀬清掃工場の焼却施設の解体。5点について伺いたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、山下議員の質問にお答えさせていただきます。今、大きく1点の中で5つに分かれていたわけですが、私のほうから1点目と2点目についてお答えをさせていただきます。3、4、5につきましては担当部長のほうからお答えをさせていただきます。

まず1点目、予算編成に当たっての基本方針についてということで、昨日、森下議員への答弁と重複する事柄もありますが、お答えをさせていただきます。

平成26年度予算については、現在予算査定中でございます。まだ骨格が固まっておりますが、去る10月2日、職員に対し行った予算編成説明会での基本的な考え方を述べさせていただきます。

内容につきましては、歳入見通しが非常に厳しい局面を迎えようとしている中、人口減少、少子化、高齢化など多くの課題に対応し、長期的に安定した財政運営と、継続的あるいは新たな政策展開を図るためには、産業振興、地域・組織の活性化と効果的な行財政改革が急務であり、今までに築き上げてきた堅実な土台に立ち、第二次総合計画に掲げる「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」の実現に向け、最少の費用で最大の効果を上げるべく、より一層の努力を求める、とした上で「飛騨市の確かな自立とさら

なる飛躍を目指して」次の4つの重点項目を職員に示したところでございます。

その一つ目は、「地域を豊かにする産業振興の推進」でございます。強い産業力なくして明日の地域の活性化は生まれません。農業支援センターを核とした地域農業の再生、着地型観光の確立などにしっかりと取り組み、飛騨市の新たな成長を切り開く産業戦略の推進を図ることとしています。

二つ目は、「新しい発想を取り入れ重要課題の解決へ」ということです。地域活性化連携会議を活用した多角的な人口減少、少子化対策や先端科学学園都市構想の具現化に向けた取り組み、企業誘致の推進と土地の有効活用など、飛騨市が抱える重要課題の解決に向け前例にとらわれることなく、自由な発想を持ちしっかりと取り組むこととしています。

三つ目は、「誰もが『あんき』な住みよい飛騨市づくり」として、市民生活を支える医療、福祉、教育、環境などのさらなる向上と市民参画を図り、行政と市民が共に手を携えあい、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向け、福祉体制の充実、魅力ある学校の創造、市民の健康づくり、生きがいの創造などを推進することとしています。

四つ目は、「安定した行財政運営に向けて」ということで、高度多様化する市民ニーズへの機動的、効率的に対応するため、行政体制の創造的改革を進め、同時に足元から将来にわたる財政需給を的確にとらえ、財政基盤の長期安定化を図ることとしました。

これをもって、責任ある行財政運営を実現できる予算とするよう職員に申し伝えたとところでございます。

2点目でございますが、歳入と歳出の見通しにつてでございます。

市税のうち、個人市民税について、国は景気が回復基調にあるというものの、その実感は薄く、雇用状況もいまだ厳しい状況が続いていること、固定資産税についても地価の下落傾向が続き、企業の投資マインドもいまだ低調なことから、それぞれ減少が予想される状況でございます。

法人市民税については、平成25年度、今年度でございますが、の調定額が予算をやや上回る見込みであることから、若干でございますけれども回復の兆しが見られるところではありますが、増加は微増であると思われます。こうしたことから、市税全体では前年度を下回るものと思われます。

普通交付税は、国の財政制度等審議会において、地方の債務残高が安定していることなどから、別枠加算約1兆円の上乗せ分を解消するよう求めていることなども含め、見直しが進められている中で、加えて当市は、平成26年度からご存じのとおり、合併算定替えによる加算部分の段階的削減に移行することから、交付税は減少するものと予測しております。

そのほかの歳入では、消費税率が引き上げられることから、地方消費税交付金の増加が見込まれますが、普通交付税の基準財政収入額に相当額が算入されることから、普通交付税の減少要因ともなります。また、自動車取得税の軽減、これは消費税が8%のと

きでございますが、軽減、廃止これは消費税が10%になったときでございます、や、公共事業費の削減などが予測されることなどから、歳入全般にわたり厳しいものになるのではないかと見ております。

一方、歳出では、大型建設事業にかかる単年での極めて大きな支出はありませんが、消費税率の引き上げや電気料金の値上げ、社会保障費の増加などの増加要因があることや、冒頭に述べた政策の実行を図る上で、歳出総額は前年度同額程度になるのではないかと考えておりますが、査定作業の最中であり、詳細につきましては、この場での答えを差し控えさせていただきます。

なお、経常経費の削減については、人件費、公債費、繰出金および除雪経費や給付費関係など特殊なものを除いた上で、各部単位で「聖域なし、対前年マイナス2%の削減」を継続することとしているところでございます。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

3点目の耐震に関する市有施設の撤去計画についてでございますが、施設の耐震化にあたっては、公民館や、学校、保育園、老朽化により建て替えが必要となった施設など、多くの人が集う施設や、子供たちが多くの時間を過ごす施設などを計画的に新設や補強により耐震化を図ってきました。このことで施設の安全性を確保することができました。

反面、統廃合により不要となった施設については、その都度地域住民の意見をお聞きしながら、撤去や用途変更などを検討してきましたが、耐震性のない建物が存在することとなりました。

また、こうした施設のうち、いくつかの施設は用途を変更して利活用されております。したがって、具体的な施設の解体計画は定めておりませんが、耐震補強するのか、あるいは撤去、解体するのかということにつきましては、その他市有施設とりわけ遊休施設全般を含めて、利活用の方法があるのか、その場合のイニシャルコストやランニングコストの予測、譲渡、売却は可能か、など多岐にわたり検討した上で、地域の方々や議会へも説明しながら随時計画してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 岩塚泰男 登壇〕

□環境水道部長（岩塚泰男）

続きまして、お答えをいたします。4点目のリサイクルセンターと神岡の中継点の存

続でございます。

資源ごみ等のリサイクルは現在、河合町資源リサイクルセンターと神岡町の民間業者に一時的に委託した指定リサイクルセンターの2カ所で処理しております。

新リサイクルセンターの建設は、現在の施設が分散していることから職員や機械設備の配置、資源物の搬出頻度等を考えますと効果的でないため、リサイクルセンターを1カ所に集約し、経費の削減を図りながら適切かつ無駄の少ない処理を目指すものであり、平成26年度当初には所要の予算を計上したいと考えております。

新しいリサイクルセンターの位置につきましては、飛騨市クリーンセンターとの一体的な管理が図られることと、旧南吉城クリーンセンター跡地とすることで、旧施設の解体工事費が交付金の補助対象となることから、地元のご理解を得て選定したものであります。

新リサイクルセンターが完成いたしますと、既設の河合資源リサイクルセンターは廃止し、神岡の指定リサイクルセンターの業務等も新施設で実施することとなります。なお、古川町の千代の松原公園駐車場で行ってございました拠点回収は、既に飛騨市クリーンセンター敷地内に移動しており、これも廃止の予定です。

一般家庭から直接リサイクルセンターに持ち込まれている物は、主に家具などの可燃性粗大ゴミと家電やプラスチック製品、および自転車等の不燃性粗大ゴミであり、常時排出されるものではないと考えます。その他の日常的に排出されるものについては、定期収集日に出していただければ収集が可能でありますので、そちらを利用していただきたいと存じます。

そこで、粗大ゴミ等をご自分で搬出、運搬できない方には、市が許可を出しております一般廃棄物収集・運搬業者に依頼していただくなどの対応をお願いしたいと考えております。事業系の物につきましても同様に考えております。廃棄物処理経費の節減のため皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

続きまして5番目、松ヶ瀬清掃工場の焼却施設の解体でございます。次に、松ヶ瀬清掃工場の焼却施設の解体につきましては、新リサイクルセンター建設のめどが立ち、地元からの強い要望もいただいておりますので、本年度高山市との協議を整えまして、解体計画を策定しており、平成26年度予算には解体工事の予算を計上し、適切に実施してまいりたいと考えております。

〔環境水道部長 岩塚泰男 着席〕

○15番（山下博文）

歳入が減り、歳出が若干増えるというお話しでありました。非常に厳しい状況になってくるというふうに思いますが、経常経費について、ちょっとお聞きしたいと思うのですが、経常経費、必要経費のようなものでありますが、2%削減の指示をしたと。これは毎年やられておりますね。単純にこの2%確実に実行されれば、2%の10年ですから20%が削減されるということになるのですが、なかなか行政はこんなふうなわけに

はいかないということでありまして、むしろ経費が増える。例えば、老人施設の措置費とか医療費、ほかにもあるでしょうが、そういうものとかが考えられる。子ども手当も増えるのでしょうか。元の水準のままというのが下げられなくなる。例えば、バス代行運転、委託ですね。市民のバスの回数を減らすかどうか、削減策はないように思います。

そういう意味で、おのずとこの経常経費というものには限度があるというふうに思いますが、そこで市長にお聞きしますが、市長が描くといいますか、市長が考えるこの一般会計の中の経常費と、それから現実にはこのような状況だということの乖離といいますか、この差についてお聞きします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

経常経費２％カットということにつきましては、皆さんに周知をさせていただきました。しかしながら、今山下議員がおっしゃいますように、どうしても必要なところは、カットできないところは確かにあるのです。そういったものにつきましては、やむなしということになろうかと思えます。やはり、その会計その会計によって、その部署部署によって、２％カットは必須の課題とはいえ、やはりそういったどうしても切れない、こういったものにつきましては、聖域なしで切るわけにもいかないところが出てきますので、その辺は臨機応変に対応させていただいているところでございます。

○１５番（山下博文）

人件費についてですけれども、昨年の９月の市長答弁の中で、もうこれ以上は人件費、職員の数減らすには無理がある、難しい状況にあるという答弁をされておりますが、今度の予算の中ではどのように考えていますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

実際、予算と職員の実数につきましては、当初の見込みと異なることもございますが、現段階では辞める見込みと同様の職員は確保いたしていますので、外の、例えば出先の職員で辞めるケースはあるかもしれませんが、事務系の職員につきましては、ほぼ前年並みの職員で、減ることはあったとしても多少の程度だというふうに思っております。

○１５番（山下博文）

それでは、耐震関係について。具体的に今、撤去の計画はないということです。具体的な質問をさせていただきますが、今年総務常任委員会で、旧東小学校と山田小学校もそうですが、視察をしました。特に旧東小学校は、現在、市が社協に委託しております「なかよしキッズ」、３０人くらいの子供さんが利用されておりますが、この教室が毎日３０

人くらい使用されているということでもありますし、ほかにご案内のとおり陶芸教室もあります。それから音楽バンドといいますか、の練習場にもなっているわけですが、このときに教育委員会の説明では即とは言いませんでしたが、いずれこの東校の耐震補強をする考えはないと、撤去をする考えだという説明がありました。

そこで、私はまず、今東校の利用状況をちょっと話しましたが、いずれこの利用されている方々の、例えば撤去するときに、必ずどこかへ移動してもらうと。その移動場所を確保してから、そういうものを出してもらわないと、それはとてもやっておられる方は大変な思いをするわけであります。それで今、東校のこの考え方と、それから山田小学校ですが、前に障がいのある人を支える会の親御さんたちが、山田小学校を活用したいというご意見もありました。その後どうなっているのかわかっておりませんので、この2点についてお聞きします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

東元小学校と山田小学校につきましては、ご存じのとおり耐震化がされている建物ではございません。山田につきましては、倉庫代わりに使わせていただいておりますし、体育館は使っていただいているわけですが、東小学校につきましては、今山下議員がおっしゃったとおり、いろんな利用をされているところでございます。それで、考え方としてはやはり地域の住民の理解を得ながら、また使ってみえる方の行き場所等も勘案しながら、当然取り壊すときは取り壊しをしなければならないと思っておりますが、そう遠くまで維持をできるような状況ではないというふうに思っておりますので、どこかでは取り壊しをしなければならないと思っております。それにはやはり、使ってみえる方の理解、そういったものをしっかり取った上で、取り壊しをさせていただきたいというふうに思っています。

山田小学校につきましては同じでございますが、障がいのある人を支える会の拠点として使いたいというような希望があったわけですが、今のところは旧保育園、あそこに仮住まいとして入っていただいておりますが、あそこが良いということであれば、山田地区の皆さんの了解を得ながら、あそこを拠点にしてもらいたいなという思いはあるわけですが、今移ったばかりでございますので、一応使っていただいて、うちのほうとしても保育園の、例えばですけど身障用のトイレを造るとかして準備をして、そして使っていただいて、その上の判断でございますけれども、もし山田小学校の所に必要だというような結論がもし出たとすれば、あの建物は一旦取り壊しをして、その上にどうするかという、建てるのかどうか、建て直しとかするかというところへ考えていかなければならないということで、現在の建物をいろんな形の中で広範囲で使ってもらうようなつもりはございません。必要ならば、そういった方向へもっていかなければならないというふうに思っています。障がいのある人を支える会の方には、できれば

地域の皆さんの了解を得られれば、今の保育園の跡地を本拠地としてやっていただければいいのではないかなというように思っているところでございます。

○15番（山下博文）

いずれにしても、利用されております市民の利便性、いろんな考えを聞いていただいて計画を立てていただきたいと思います。

それでは、次のリサイクルセンターのストックヤード、中継点を残す考えは、その気はないということであります。今回の12月の一般会計補正予算でも、この松ヶ瀬清掃工場の代行業務270万くらいだったのですかね、が補正されていると。補正を組まなければならないほどということですから、それだけ利用者があるのだというふうに思います。

また、10月だったのですかね、神岡の自治連合会の中でも、これは区長会ですが、区長さんのほうからも、ぜひこの中継点を残してほしいというような要望が出されたということを知っております。ご承知のように地形的に、特に高齢者の冬場にとって、神岡から粗大ごみからいろんな物を峠を越えて古川まで来るといことは、私は大変だと思うのです。私もぜひ残してほしいというふうに思います。

前回の予算説明から市長も残す考えはないということであり、業者を紹介するということですから、このことは大事だと思うのです。どこへ持って行っていいのかわからないようでは困るので、そういう親切な対応はぜひやっていただきたいと思います。何としても神岡町に1カ所残すという考えを、ぜひ持つてほしいと思うのですが、あるものをやめるということで、それにはそれなりの理由があるのですが、先ほどの部長の説明ですと経費削減ということですが、やはりこれからのこういう時代の中で、特にお年寄りが増えてくるこういう社会の中で、そういう人たちの利便も考えるべきではないかと思うのですよ。ただどれだけの経費が削減になるか私はわかりませんが、そういう配慮もやはり必要ではないかと思います。再度、ここの考え方をお聞かせください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

部長が答弁したとおりでございますが、日頃の可燃物とかそういった物の収集については、日にちを決めて今までどおりやるわけでございます。個々に粗大ごみとして出るものにつきましては、年に数回あるかないかというようなことではないかなと、個人にしてみればですよ。毎日、毎日出るものではございませんので、何とか中継基地をなくして、今リサイクルセンターができるものですから、あそこへ直接持ち込みをしていただきたいなという思いの中で、飛騨の中で1カ所ということで、4町全て設けないということで今検討しているわけでございます。それで、お年寄りの方とか車のない方につきましては、しっかりとした対応ができるようなシステムづくりというのは、やはりして、地元の説明会等々をして理解をいただくという努力をしっかりさせていただいた上

で進めていきたいということを思っています。何にいたしましても、来年26年度にリサイクルセンターが完成すれば、27年度ということになるかと思いますが、それまでに説明会等々を開いてご理解をいただく。これは、これからの飛騨市としての市政運営の中の一つの転換だとは思いますが、これはやはり地元の市民の皆様の理解を得なければならない事柄かなと思っておりますので、誠意をもって説明をさせていただきたいというふうに思います。

○15番（山下博文）

ぜひ、そういう配慮を持ちながら。私たちは今も残してほしいという気持ちは変わらないわけですが、市民の皆さんにも十分説明していただきたいというふうに思います。

それから、松ヶ瀬清掃工場の焼却施設の解体ですが、高山と調整をして来年度、26年度に解体の予算計上をするということです。この松ヶ瀬の撤去についても、かなり今までいろんな論議があったのですが、まず地元の皆さんとの約束事ですね、これは守られているのかということです。この辺について、例えば何を守っているか。あの施設をどういうふうに解体をするのかとか、計画とか、いつまでにやるのかとか、そういう話はどうなっているのですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□環境水道部長（岩塚泰男）

地元、下麻生野区とのお話でございますけれども、昨年、現地へ赴きましてお話をさせていただきました。その時点では、遅くとも平成27年には解体をするということでお話をまいりましたけれども、高山市との協議等もございますので、なるべく早く解体をしたいということを申し上げておりました。その協議も整いまして、予算の動向、ほかの施設との兼ね合いなども調整をいたしまして、1年早く26年度には解体に持ち込めるということで、予算計上をしているところでございます。

○15番（山下博文）

これに関係するのですが、見ればわかるように煙突があって、煙突にはちゃんとした蓋がしてある。何のための蓋かといえば、やはりダイオキシンとかあるいは不純物、ちょっと中身はよくわかりませんが、そういうものが拡散しないためのものだというふうに私は思っているのですが、この施設撤去に当たって、いわゆる今言いましたダイオキシンとか有害物質が拡散しないというような対応について、どのようなことを考えておられるかお聞きします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□環境水道部長（岩塚泰男）

お答えいたします。その点に関しましては、現在も旧南吉城クリーンセンターで工事を実施いたしておりますけれども、まずダイオキシンですとかアスベスト、そういった

汚染物の状況を調査いたします。その汚染状況によりまして、管理状況レベルを設定いたしまして、外に漏えいしないような形でまず除去をいたし、その後に取り壊すという方針で工事をいたす予定でございます。

○15番（山下博文）

住民の皆さんが一番心配しているのはそこなのです。やはりああいうものが飛んでくるのではないかということですから、行政のやられることですから間違いないと思いますが、十分配慮してやっていただきたいと思います。

もう1点、消防長にちょっとお聞きしますが、先般の鉱山の火災で非常に消火に当たった皆さんに一所懸命消火していただいたのですが、高所の消火について非常に苦勞されて、なかなか鎮火しないという状況の中で、富山のはしご車を出動要請されて鎮火したというような経緯だったと私は思っているのですが、そこで、高山市にもはしご車があります。非常に消防はしご車は高額なものであると思いますし、日頃のメンテナンスもお金がかかるというふうに聞いておりますが、こういうこれからのいろんな社会で災害が、何が起こるかわからないような時代に、そういうことが予測される時代の中で、飛騨市にとってはしご車はいるのかどうか。そういうことについて見解をお聞きしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□消防長（沢之向光）

はしご車の配備のことについて回答させていただきます。

はしご車などを含めた消防車、あるいは救急車の配備については、国が定める消防力の整備指針に基づいて、市長村長が地域の実情を勘案して整備するということで、これはあくまでも目標、努力目標、目安でございます。

そういった中で、はしご車の配備につきましては、この指針では高さ15メートル以上の中高層建築物がおおむね10棟以上ある地域の消防署には、1台配備することが望ましいということでございます。この建築物は、古川町内に30棟ございます。ちなみに神岡町は5棟でございます。そういったところの中で、実はこの文面にも除外の内容もございます。この中高層建築物が90棟未満で、さらに、はしご車を配備している一番近隣の消防署からはしご車が30分以内で駆け付け、活動できる場合はこの限りでないということでございます。ご存じのとおり、飛騨市と高山市は、消防相互応援協定を締結しておりまして、そういった場合には、高山市からはしご車に対応するということを考えております。

この高山市のはしご車ですが、30メートル級で、購入金額はおよそ1億2,000万だそうでございます。それで、購入してから7年後にオーバーホールという整備が必要になってきます。さらに、その後は5年ごとにオーバーホールが必要ということで、このオーバーホールにかかる整備費は3,000万円でございます。

今ほど議員さんが言われました神岡町の火災におきましては、非常に高い所からの火災ということで、富山市消防局に応援支援をお願いしたところでございます。この富山市のはしご車は40メートル級でございまして、購入するとなれば1億7,000万から8,000万かかると思われます。当然、オーバーホールもそれ以上の金額かと思われます。

高山市がはしご車を配備しまして16年が経過しております。火災に出動したことは、今までに1回もないということでございます。それから、富山市消防局のはしご車ですが、年間4、5回出動はするのですが、梯子を伸ばして放水活動をしたということはほとんどないということでございます。

そういったところで、神岡町の火災につきましては、極めてまれな火災であったと。この東海地区においても、そのように考えているところでございます。そういった中で、出動状況、地域の実情、あるいはもし配備したならば機械などを含めた専門職員の育成、保管場所等の維持管理費、それから費用対効果などなど、総合的に勘案をいたしまして、この古川消防署には現状において、はしご車の配備は必要ないと考えております。

○15番（山下博文）

実態について、特に金銭的なこともお聞きしてすごいものだと思います。昨日の答弁にもあったように、応援何とかという事業があつて、お互いに自治体が協力し合つてやっていくということも答弁にあったのですが、そういうことで1億数千万もかかり、稼働率がほとんどないようなもの、これを無用の長物なんて言ったら逆に叱られますが、そういうものを確保すべきかどうかということは、やはり考えていかなければならないのかなというふうに思います。そういう意味で連携をしながら、近隣の自治体とお願いをしながら、そういう活動に取り組んでいただきたいと思います。それでは、2番目の質問をいたします。

飛騨市職員の勤務状況ということですが、ここでは特に職員の超過勤務、超過労働についてお聞きしたいと思います。

市政を取り巻く状況は、都市部の大企業では過去最高益を更新するなど経済的に好循環が生じようと思われ中、依然、過疎地域である飛騨市にとって厳しい状況であると認識をしております。そんな中であつて、行財政改革を推し進めることは、健全財政維持のための市政運営には重要であるが、市民の安全・安心、市政の発展を推し進めるためには、何よりも市職員の資質向上と健康維持が担保されていなければ、何事もできないのではないかとすることは、自明の理であります。

9月18日付、朝日新聞に報じられているように、養老町では時間外手当の上限を月50時間に制限していた実態が判明し、その後、過去2年間さかのぼり未支給であつた分を支払うとしております。また、9月19日の岐阜新聞では、安八郡神戸町において同様に上限設定をしており、月4万円を超える部分是不払いであつたことが判明し、10月より上限を撤廃すると決定された。さらに、不破郡垂井町における年間360時間

の上限設定なども報じられており、今後は正規の超過勤務の形にしたい旨の首長のコメントが掲載されております。

そこで、飛騨市の実態についてお伺いしますが、5点ほど質問します。1つは、時間外労働に関する協定は決められているか、定められているか。民間企業の労使懇談会的な協議は定期的に行われているのか。飛騨市においても枠配分、上限は存在するのか。代休は適切に取得をさせているか。また、職場によっては取得させることができず放置され、代休取得可能期間を超過した、いわゆるサービス残業はどの程度あるのか。該当する職員が存在した場合、現在どのように対応されているか、今後の対応についてお聞きいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、飛騨市職員の勤務状況についてのご質問ですが、第1点目、時間外労働に関する協定は定められているのか、について答弁させていただきます。

労働基準法は、第36条に基づく労使協定を結ぶことにより、法定労働時間の枠を超えて労働時間の延長ができるとしております。

また、地方公務員の場合には、次の3つの場合、時間外勤務を認めることができます。1つ目は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合、2つ目には、公務のために臨時の必要性がある場合、3つ目には、冒頭に述べました職員団体との協定を締結した場合です。

しかし、労働基準法第33条第3項の中では、国家公務員および地方公務員に対して、同法第32条でございますけれども、これは週40時間の勤務、第34条につきましては休憩、第40条につきましては労働時間を超えて、また、第35条休日に規定されている休日に労働させることができると明記されており、冒頭に述べました第36条の協定を交わしたものと同等の効力があるという解釈しております。議員ご指摘の^{さぶろくきやうてい}三六協定は締結しておりません。

2点目、民間企業の労使懇談会的な協議は定期的に行われているか、について答弁させていただきます。

当市の職員は、飛騨市職員組合を設立しており、毎年、待遇改善などの要望が提出されます。その過程においては、同組合の役員との意見交換を例年行い、要望事項だけではなく、業務改善への提案や意見を交わし、労使の信頼関係の構築に努めております。

また、職員からの要望を聞くという面では、毎年、病院事業の医療職と消防職を除く職員に対しまして人事意向調査を実施しており、その中でも日頃の不安や家庭内の事情、健康面での配慮などを聞き取り、労働環境に役立てております。

飛騨市において枠配分は存在するのか、について答弁させていただきます。

はじめに、時間外勤務は、あくまで所属長が公務の必要性を考慮し、部下に対して勤務時間以外に勤務を命令するものであることを、まずご理解いただきたいと思います。

予算においては、職員数と前年度の時間数、これは時間外と代休でございますけれども、それを加味して、課ごとに配分しております。予算執行に関しましては、部内の一つの課の予算が不足するようであれば、勤務の必要性に応じ部内において調整を行っており、また、緊急性のある業務にあつては、予算増額へも対処しているのが現状です。

議員ご指摘の新聞報道された自治体のような、勤務時間の上限は設けておらず、予算執行においても弾力的な運用に努めております。

4点目、代休は適切に取得されているか、また、職場によって取得させることができず、放置され、代休取得可能期間を超過した、いわゆるサービス残業はどの程度あるのか、について答弁させていただきます。

病院事業の医療職を除きますと、平成24年度の代休時間勤務の実績は248人で17,701時間あり、その取得は11,328時間になります。残り6,373時間は、未消化となります。ただし、冒頭に申し上げましたように、時間外勤務や代理休暇による勤務はあくまで、上司の命令に基づくものであり、代理休暇の取得状況が判明できない状況においては、議員ご指摘のサービス残業が正確には把握できないものと考えます。

しかしながら、職員数の減少により、職員一人当たりの業務の負担が増加していることは間違いなく、時間管理の見直しや管理職が業務の進捗を管理しやすくするような体制を整え、時間外勤務の正確な把握と、代休の放置とならないよう努めていきたいと思っております。

5点目、該当する職員が存在した場合、現在、どのように対処されているか。また、今後の対処について答弁させていただきます。

対応といたしましては、代理休暇が未消化である場合、消化できる勤務体制を所属長に命じ、休暇を取得させるよう見直しを図っていききたいと思います。今後につきましては、平成24年度における時間外勤務手当の決算においても、未執行予算が約600万円あり、予算配分に弾力性を持たせ、勤務の実態に合わせた執行に努めていきたいと思っております。

また、平成21年2月27日付でございますけれども、人事院事務局職員福祉局長より示された「超過勤務の縮減に関する指針」に基づき、職員の健康を最優先に考え、年間360時間を目安とした適正な時間管理を行い、時間外勤務の縮減に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○15番（山下博文）

今のいろいろな答弁の中で、把握されていない部分もあるというようなことがありました。飛騨市には、出退勤のチェックといたしますか、いわゆるタイムカード、タイムレコーダというのか、ああいうものはないと思っております。それで、現実日々の残業の管理は

どのようにやられていますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

残業につきましては、先ほど申しましたように直属の上司に申し立てて、決裁を受けた上で時間外の勤務をするということでございます。その確認につきましては、事務職につきましては宿直の方がみえますので、そこでいつ帰ったということでチェックを受けてから帰るようになっていきますし、外の場合につきましては、宿直者が確認できないということで、直接所属長に電話なりして「終わった」ということでの確認作業を行っております。以上です。

○15番（山下博文）

退業時に宿直の方に報告をして、次の日にその宿直の方が上司に報告するという管理をされているということです。

^{さぶろくきようてい}三六協定を結んでいないということですが、特にデスクワークで時間の残業の管理というのは非常に難しいと思うのです。これは民間でもそうですが、どこまで検討するのか、頭の中で考えているのか、ずっと10時や11時までにいるというようなことも実態としてやはりあると思うのです。いろんな難しい問題を考えていくわけですから、そういうことをいろんな角度で検討するとなれば、そういう時間も当然出てくるということで、本当に今部長の答弁であったように、所属長はちゃんと管理していると自信を持って言えますか。そこをお聞きします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

お答えします。

所属長も一緒にいるわけではございませんので、そこは確信が持てませんけれども、しかし決裁としてはんこを押した限りは、やはりそれだけの責任は持っていただくということで、私たちは考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○15番（山下博文）

申告があったものにはんこを押すということなのでしょうね。基本的に自己申告になってくるとのことだと思いますが。私はこの項目で、一番は職員の勤務状態をちゃんと上司が、課長以上管理職が把握しておく。それは健康面もそうなのです。月に200時間も300時間も残業しなければいけないときもあるでしょう、そりゃ。けれども、そういうことをちゃんと上司が把握しておく。どこかで仕事しているということではいけないわけでありまして、特に健康管理、そして、どういう実態で仕事をしているのかということを管理職が把握してほしいという思いで、この質問をしましたのでよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。3 番目ですが、男女共同参画についてということです。

国は憲法で定めております「個人の尊重と法の下での平等」が、必ずしもあらゆる分野において遵守されていないということで、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」を公布、施行し、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることなど、この法において明確にしております。

この基本法では、地域公共団体は地域の特性に応じた施策の策定、少子高齢化への対応、高度情報化が進む社会情勢変化に適切に対応など、男性も女性も老いも若きもそれぞれの立場をお互いに理解し、認め合い、支え合って、一人一人が持っている能力を十分に発揮できる社会の実現が必要不可欠としております。

飛騨市では、合併協議会で「古川町の基本計画を参考に新市の計画を立てる」旨が決定され、これを受けて、地域の特性を考慮しながら慣例や慣行を見直し、改善すべきは改善し、市民や市内の企業および行政がともに協働して、地域に根差した男女共同参画社会実現のためのさまざまな施策を積極的に展開するとうたっております。

しかしながら、率直に言って市民に浸透せず、現在、低調であるのが現状であると思います。以下の点について伺います。

1 つは、飛騨市の基本理念と目指す具体的な計画。これまでに何に取り組んできたのか。実績と評価はどうであるか。講演会についての計画は。それから、男女共同参画と防災の取り組みということで、国は災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠と現在強調しております。飛騨市は地方公共団体における男女共同参画の視点から、指針を作成したとありますが、主な指針は何か。以上についてお聞きします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

それでは、3 点目の男女共同参画についてお答えいたします。

議員ご説明のとおり、平成 11 年 6 月に男女共同参画社会基本法が公布、施行され、その中で男女共同参画社会実現のために、地方公共団体はその地域特性に応じた施策を策定し実践する必要があるとされております。

飛騨市では、平成 18 年 3 月に飛騨市男女共同参画基本計画を策定し、基本理念と計画を定めております。

ご質問 1 点目の基本理念と目指す具体的な計画について、でございますが、基本理念につきましては、文化が香る活力とやすらぎのまち飛騨市の実現、お互いを認めあい、支えあい、担いあうまちづくり、やさしさと思いやりで築く男女共同参画社会となっております。

計画につきましては、男女共同参画社会実現に向けての基礎づくり、男女がともに働きやすい社会環境づくり、男女共同参画による豊かで活力ある地域づくりを基本計画の内容としております。

二つ目のこれまでの実績と評価について、でございますが、人権を尊重する男女共同参画の推進として講演会の実施、男女共同参画の理念にのっとりた学習・教育の推進として生涯学習推進大会の実施、安全・安心なまちづくりの推進としてドメスティック・バイオレンス根絶に向けた啓発活動の実施、施策・方針決定過程への女性参画の拡大につきましては、参画率として地方自治法２０２条に基づく会、国保運営協議会や介護認定審査会、社会教育委員会等でございますが、２０２条に基づく会では１２．９％、地方自治法第１８０条に基づく会、教育委員会や選挙管理委員会、農業委員会等でございますが、１８０条に基づく会では１８．２％の実績となっております。

個々の基本目標に沿った施策は実施されていることは評価されますが、実施による効果を測定することは難しいものが多いと考えております。数値目標がある女性参加の拡大につきましては、目標値２０％に対しまして１２．９％、１８．２％でございますが、平成１７年度の数値に対しては、それぞれ１．４ポイント、１．５ポイントの進捗があり、一定の評価をしております。

三つ目の講演会についての計画でございますが、来年の３月１５日、飛騨市文化交流センターにおきまして、第１部を飛騨市生涯学習推進大会、第２部を男女共同参画講演会の２部構成で計画しております。講師は、元横綱貴乃花の奥さんでございます花田景子さんで、ご自身の経験を通した多様な生活様式に対応した子育てなど、男女共同参画についてご講演いただきます。

四つ目の男女共同参画と防災の取り組みについて、でございますが、県地域防災計画の男女共同参画の視点を盛り込んだ修正を参酌しまして、「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等を男女双方の視点に十分配慮するよう努める」という内容を加えております。以上でございます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

○１５番（山下博文）

この男女共同参画について、国から下りてきたような事業であるわけですが、そうはいっても時代のニーズにあって、昔から日本の社会はちょっと言い方は悪いですが男尊女卑的なところがあって、なかなか女性の登用ということがない。それは土地でもあり地域でもあったと思いますが、ここにきて意識改革といいますか、ということで女性の登用が重要視されてきているというふうに思います。飛騨市の中でも管理職の登用を考えていたり、あるいは審議会の中にも女性を登用したりということであり、また一方、地域でも町内でも公民館でもいろんなところに女性の方が役として出てきているという

ことで、非常に時代も大きく変わってきているということです。

この共同参画の精神は非常に崇高な精神であるわけですが、実際に行政が進める中で、私は冒頭に飛騨市の取り組みは低調だということを申し上げましたが、ここら辺の認識ですが、何がうまく進まないのかということです。非常に堅苦しく考えると、そのようなことになるのでしょうか、私は飛騨市にとって、もうこれは10年以上あるものでありますから、飛騨市の低調な理由がもしあれば聞かせてください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただいまのご質問でございますが、女性の審議会等の参画率で申しますと17年度に対すると1.4ポイント、また1.5ポイントは進捗があるということでございましたが、両方とも20%の目標につきまして12.8または18.2という数字で、その辺のことを言ってみえると思いますが、さまざまな審議会につきましては例えばでございますが、202条に基づく審議会につきましては小口融資審査委員会等がございます。この委員会につきましては、委員の方が各金融機関の支店長さんとか商工会、商工会議所の団体の推薦された方とか、決まった方がたまたま女性の方がみえないということでしょうが、そういう当て職的なものもございます。また、女性会がここ近年に解散されたということで、そういう感じの当て職的なものもなくなったことも要因かと考えております。

ただ、今市でも女性の職員が男女共同参画に担当としてやっておりますので、その視点も取り入れながら進めていきたいと考えております。

○15番（山下博文）

特に国が今力を入れてきている防災との関係、防災計画にこの男女共同参画の考えを取り入れよということであるわけですが、これはやはり、例えば先般の津波の災害などで避難をした場合、女性でなければならないような考えが、なかなか男では気が付きにくいような、例えばカーテンをして身を隠すとかいろいろな思いを出されて、そこに役所も気が付いて、国も気が付いて、そういう防災に男女計画というものをに入れてきているということだと思います。これはやはり必要なことだと思いますし、飛騨市の計画の中にも、ぜひこのことを取り組んで防災計画を立てられたいと思います。

それでは、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔15番 山下博文 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時20分といたします。

(休憩 午後2時08分 再開 午後2時20分)

◆再開

◎議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に4番、洞口和彦君。

〔4番 洞口和彦 登壇〕

○4番（洞口和彦）

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。先ほどは随分皆さんお疲れのようでしたけれども、ただいまの10分間の休憩で見違えるように元気になりましたので、私もそれに応えて元気に質問をさせていただきたいと思います。

最初に、神岡公民館の直接管理の移行について質問させていただきます。実は私、今回の議案書を頂いたときに24の議案がございました。そのうちの半分に当たる12の議案が「指定管理者の指定について」という項目でございました。12の議案を何回も見ましたが、何か一つ抜けているのではないかと、そんなふうに感じまして再度読み直しましたら、最後の補正予算の中に神岡公民館の一室を改造するという案件が出ておりました。これは漏れていたのではなくて、今私が申しました、直接管理の移行に変わったのだと思っていました。これを見て驚いたのは、私一人ではないというふうに考えます。それで、三つの質問についてお答えをお願いしたいと思います。

最初に、神岡公民館は神岡町の中心にありまして、大きな駐車場を備えて会議、それからいろいろな催し物、文化交流等が、休日や昼夜を問わず誰もが自由に利用できる地域住民の、いってみればコミュニティの中心でありまして重要な施設でございます。これまでも民間の手法を取り入れた効率化と住民サービスの向上を図るために、指定管理の目的に沿った運営が進められてきました。特に今まで指定管理されていた神岡商工会議所さんは、地域の総合経済団体として、行政をはじめとして関係機関やあらゆる団体と連携をしながら、まちづくりや観光振興、地域の環境整備、雇用の安定対策等、積極的に取り組まれてきた団体であります。また、広く神岡公民館の利用拡大に取り組み、公民館施設の利用に大きな貢献をされてきました。住民の中に公民館の運営が浸透したこの時期の移行は、公民館利用に大きな影響を及ぼすのではないかと考えます。

先日、指定管理研修会における指定管理の今後の方向性を基に、移行による問題点、また今後の運営方法について伺いたいと思います。

1点目に、現在公民館の中に商工会議所が事務を執っております。これらについて、会議所の移転についての考えがあるのかどうかについて伺いたいと思います。事業の経営支援や、商店街の活性化と地域経済の発展に多大な貢献をされている神岡商工会議所。具体的に言えば、休耕田を利用した地域のブランド「天空のとなわ」作りの支援や、神岡のソウルフード「とんちゃんメニュー」の開発支援、高齢化が進む街の中での商店再生に向けての状況調査や分析、GSAやレールマウンテンバイク、街歩きガイド、各種

イベントの連携支援をされましていろいろな貢献もされておりますし、無料職業紹介所等、多種多様に地域と一体となった活動をされている団体でございます。

拠点の移動は、目標の推進や事業のあり方に大きく影響を与えます。移転についての考えはあるのか、ないのかについて伺いたいと思います。

2点目に、直接管理に移行の経緯と目的についてお伺いいたします。指定管理の基本方針は、常に施設を利用する地域住民や観光客の視点に立った、設置目的に沿った運営がなされるよう努力をもって管理し、運営に取り組むこととなっています。平成18年より8年間、指定管理者の神岡商工会議所の管理は、設置目的に沿った運営になっていなかったのか。その判断で移転したのかについてお伺いしたいと思います。

また、運営方法と管理経費の縮減の両面より見直すとなっていますが、直接管理により使用時間や料金等運営方法がどのように変わってきて、経費がどれだけ削減されるのかを伺いたいと思います。

また、生涯学習館の事務室を新たに設置すると申されておりますが、会議室の利用や文化祭の展示に影響はないのか伺いたいと思います。

3点目には、生涯学習館の今後の展望とあり方についてお伺いいたします。これからの高齢化社会、医療や介護や福祉サービスの充実が必要ですし、元気で長生きするためには生涯学習の充実は大切と考えます。

苦しい財政の中で知恵を絞り、市民が気安く利用できる学習館の運用は重要です。先ほど山下さんの質問の中で、山田小学校跡と東小の学習館について、他の団体の借用についての説明がございましたけれども、私はまず、公民館が文化施設として神岡町の生涯学習の拠点とするとされていますが、具体的にはどのように生涯学習を構築されるのでしょうか。また、神岡東生涯学習館や山田生涯学習館の関連はどうなるのかについて伺いたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

それでは、洞口議員の質問に対して答弁をさせていただきます。答弁に入ります前に、教育委員会の方針を述べさせていただきます。

社会教育法第5条にありますように本来、教育委員会が地域の生涯学習施設の拠点として公民館の管理運営を行うことが基本となっています。教育委員会としても、各町内公民館を市民の学習ニーズに応えるための拠点と位置付け、地域情報の収集発信することを目的に検討いたしました。

方針として、新年度から現在の教育委員会事務局内にあります生涯学習課を、古川町総合会館の管理事務所室に移転いたします。同じく神岡振興事務所に設けております教育委員会教育振興係を、神岡町公民館に事務所を移転する予定としております。

1 点目のご質問の神岡商工会議所の移転についての考えでございますが、現在は、神岡振興事務所の教育振興係が、直接公民館の管理運営を行うことを予定しているだけです。商工会議所が事務所として現在使用されている管理室での同居は、双方の事務に支障をきたすと判断し、1 階に新たな事務所を設ける予定としております。

また、双方での協議が必要な案件は、教育振興係事務所の設置場所、施設管理のための機器管理の一部が現在の商工会議所事務所内に設置されていることから、施設管理職員の入室などに調整が必要と考えます。

神岡商工会議所の事務所移転については、神岡振興事務所の今後のあり方を検討する上での活用団体の一つとして検討にはあがっていますが、振興事務所の耐震改修の方向性が明らかになっていない現段階では、決まっております。

2 点目、直接管理の移行と目的についてのご質問でございます。現在に至る経緯につきましては、平成 24 年 3 月に提出された、議会附帯決議「指定管理者の指定について」の要旨の中で、「指定管理者制度を導入している全ての施設を法の趣旨に照らして再点検することとし、収益施設は経営の効率化を、文化施設・福祉施設は、その目的の意味を再認識して、施設の廃止、機能転換なども含め英断をもって行政改革の目的を果たすこと」と議決がされております。この議決により、市は検討を重ね平成 24 年 11 月に「指定管理施設の今後の方向性」をまとめました。

その中では、指定管理施設全般の検討が行われ、教育委員会関係施設では、文化、スポーツ施設および公民館施設の指定管理施設について検討がなされ、公民館施設は、議員ご指摘のように「設置目的を達成するため常に原点に立ち帰り、運営方法と管理経費の縮減の両面から施設管理を見直し、指定管理としたことが適切であったかどうか再検証する」という「基本方針に準拠」とする方向性が示されました。

そもそも公民館は、社会教育法第 20 条で「住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と定めています。

そのため、各種講座や討論会、講習会、講演会、実習会、展示会などを行うことが公民館の役割であり、「その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること」は、公民館の役割の一部にすぎません。

こうした点から、生涯学習をさらに充実したものとするためには、主催事業を行う教育委員会の職員が施設に常駐し、利用される市民の皆様の声を直に伺いながら施策に反映させていくことが大切であり、検討の結果、新年度より教育委員会での管理運営を決めたものです。

ご質問前段の、8 年間の神岡商工会議所の指定管理についての判断としましては、商工会議所から提出される各年度の実績報告でも、基本方針に沿った健全な管理運営がされていると判断をしております。今回の決定は、公民館をどうあるべきかという、そも

その部分での判断であることをご理解いただきたいと思います。

ご質問後段の、使用時間や料金など運営方法につきましては、現在の利用時間、料金体系を維持することで検討しており、体制の変更は考えておりません。

管理経費などの関係では、光熱水費、設備保全費、修繕費などは、管理者が変更となった場合においても必要な経費であり若干の増減はあると考えておりますが、大きく変動することはありません。縮減可能と判断したものは、運営費、事務費で約60万円、人件費で約50万ほどでございます。

事務所設置により、文化祭、展示物の影響への懸念につきましては、振興事務所1階ロビーおよび町内の市有施設を利用することで対応したいと考えております。

3番の生涯学習施策の今後の展望とあり方についてでございますが、主催事業としましては、従来からの公民館講座をはじめ、シルバー学級、家庭教育学級などの各種講座の充実を図ります。

公民館講座の一つで、市民の方が自ら講師となつて行う「誰でも自主講座」は、24年度神岡地区で13講座が開校され、延べ607名の方が受講しております。平成25年度、本年でございますが、18講座を開校し好評をいただいております。26年度は、この流れをさらに進めたいと考えております。

文化振興事業としましては、現在は多くが船津座を中心に行われておりますが、公民館ではどのようなものが開催できるのか具体的に検討を行います。

公民館事業の全てを自力で行うことには自ずと限界がありますので、市民皆様からのご意見をお聞きし、文化協会をはじめとした外部の公共的団体などと連携、協力し、公民館活動を充実してまいります。

神岡東生涯学習館、山田生涯学習館につきましては、6月の議会において答弁をさせていただいております。「耐震性が劣っているため、収蔵民具類の整理統合が完了後、計画的に取り壊しを考えておりますが、地元関係者および各種団体のご意見をお聞きしながら慎重に検討を進めます」ということで答弁をしております。神岡地区には公民館のほか、社会体育施設や図書館、コミュニティ施設など多くの生涯施設があります。

これらを有効に活用するためにはどうするのがよいか、総合的に検討を進めたいと考えております。以上でございます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

○4番（洞口和彦）

簡潔に明瞭な答弁をありがとうございます。市長にちょっとお聞きします。

市長は、昨日の森下議員、それから先ほどの山下議員の中で、市民の意見を聞きながら市民本位の姿勢で臨み、市民が安心して暮らせる行政に取り組むというふうに言われています。今の説明では、会議所の管理運営で十分だという、十分にやっていたという返答もございましたし、私は、市民は今ままで本当に接しやすくいいのではないかと考えていると思っています。私を含めてですが。そういうこの精神ですね、皆

さんの意見を聞くということは、今の神岡公民館の直接管理の移行に生かされているのかどうか伺いしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

この公民館の指定管理につきましては、行政が自らやりたいと、生涯学習に力を入れたいということで決めたものでございます。これは市民の方にどういったことを聞けばいいのかわかりませんが、今から今まで以上に生涯学習に力を入れていきたい。それには直接管理が良いというふうに判断をしたものでございます。

○４番（洞口和彦）

先ほどの答えと今の市長の答えで「力を入れていく」、このことについては賛成でもありませんし、指定管理についても研修会でいろいろ議論していますので、この方向に沿っていくということについての異論があるわけでございません。

しかし、今ちょうど振興事務所がやっている事務所を、前の公民館の所に置いて、置かなければ移転しなければ、今言ったような拠点とした生涯学習会館の運営はできないのか。その移行をすることによって、どれだけ市民のための生涯学習というのができるのかについて伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

生涯学習は、事務所に立てこもってやるものではないというふうに判断をしております。直接現場に出て、市民と直接触れ合って、生まれてから亡くなるまでの間一生涯を通じての学習でございますので、そういった観点から判断したものでございます。

○４番（洞口和彦）

現場に出てということで非常に楽しみにしていますし、どう変わるのかということは今後見つけさせていただきたいと思っています。

今まで公民館管理については、特別会計システムを取られまして、指定管理のうちで１，１８０万という管理料でございました。その中でも運営事業費には５７０万、それから保守管理に６１０万。先ほどの返答の中でも保守管理の費用については、変わっても変わらないだけかかるだろうと。ところが、この運営事務費のほうで人件費が５０万でしたか、それから何とかも６０万ということがございましたが、平日、祝日を含めて非常勤体制の補充をどのように変えて、５０万円のプラスになるとお考えでしょうか。具体的に詳しくお願いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

ただいまの金額の内訳でございますが、50万の事務費と人件費60万ほどでございますが、これについては現在、商工会議所の方が時間外、例えば5時以降の対応をしていただいております。その部分で、大抵60万何がしの時間外勤務手当が発生しております。ただこれについては、今度私ども直営になった場合にも夜間、臨時の管理人等を置く段取りはしておりますが、その辺り60万の縮減が図れると一概には言い切ることはいえないと思います。若干、50万、40万というふうになるかもしれませんが、あくまで、ただいまの予算につきましては、5時以降の時間外の経費が発生しているということで、それを試算したものでございます。

○4番（洞口和彦）

きわめて理解できない答弁だと思うのですけれども。今までも会議所の職員は、昼間は向こうの事務と兼ねながら、この公民館運営について携わって見えまして、配分はどうやってみえるか分かりませんが。夜は非常勤の方を雇って見えまして、その方が管理している。それで9時まで、10時まで使用できるという状態ではございましたし、当然休日については、そういう方をやはり雇って見えまして、その費用で570万を使用するという感じでございます。

特に今回、事務所を移しますから。もちろん生涯学習に全力を注ぐということでございますので、全ての時間職員がそれに関わっているというわけにはいきません。その運営にもかなり。それを職員がやるなら、非常勤でやらせたほうが当然安いということがございますし、それらの経費を全て含めて、非常勤雇用等々含めて、それだけ安くなるということですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

ただいまのご質問でございますが、今、私ども考えておりますのが、職員がまず2名常駐いたします。それ以外に窓口業務の担当の臨時職員、そして休日、夜間に対応します臨時職員の雇用を予定しております。これに対しまして商工会議所のほうでは、7名の方を雇用していただきまして、そのシフトの中に組んでいただいておりますので、その辺りについては今ほど申しました経費で対応するというところで考えております。

○4番（洞口和彦）

当日の5時以後ですね、それも職員で開放するのですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

私のほうで積算の詳細は確認をいたしていませんが、私のほうで聞いた限りのお話でございますが、現在、教育委員会が向こうに入りましたときにかかる賃金等ではござい

す。おっしゃいましたように、夜間とか休日の賃金でございますが、これを試算しまして、それから商工会議所から出されました管理費としての人件費の差額分が、これだけ浮くだろうということでお話をさせていただいたということでございます。したがって、これは実際どのような運営を商工会議所様のほうでされていたかどうか確認されていけませんので、そのときの勤務時間のお話をされましても、実際その比較ができないということでございます。

それから、私も長い間社会教育のほうに携わってまして、現在古川町公民館になっています、こちらのほうに長い間勤務をさせていただきました。実際、私の感覚でも生涯学習というのは現場にいて、いろんな方が出入りをされました。本当に勤務時間中は何をしているかという、皆様方のお話を聞いたり要望を聞いたり、それから話をしたりというようなことで、ほとんどデスクワークができないような状態でございます。現在の、私担当を外れて教育委員会が行っている生涯学習を見させていただくわけですが、実際、教育委員会の今の事務所の中にいろんな団体の方がみえて、お話を聞いているというようなことをあまり見かけたことがございません。やはり、生涯学習の原点というものは現場に出て、それからいろんな人の話を聞いて、そしてその中で何ができるのか、何を教育委員会として仕掛けていかなければいけないのか、というようなことを考えるところから始まるものだというふうに思っております。そういう視点の中で、実際、教育委員会のほうで神岡町も古川町も現場に出るということで判断されたわけですが、こうしたことにつきましては、教育委員会の判断は良い判断だというふうに了解をいたしております。

○4番（洞口和彦）

私が今質問したのは、平日の5時以後の管理はどうするのかということです。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

平日の5時以降につきましては、私どもの職員も当然いる場合もございますが、夜間の管理人ということで雇用を考えておりますので、その対応をする予定でございます。

○4番（洞口和彦）

私は、市の行政はパソコンに向かっている仕事ではなくて、やはり住民の声を聞いて外へ飛び出す。そのことは本当に重要だと思っています。しかし、今の声を聞きますと、その前の振興事務所にいたときは、そういうことはできなかったのか。だから、そういう所を作って積極的にやりたい、そんなふうにも聞こえています。一種の私の中では矛盾を感じておりますが、一応なかなか市はこう決めて今いろいろな目標を出されました。本当にそれが実現するのか温かく静かに見つめていきたいと思ひますし、それからやはり市民の利用される皆さん、特にこの管理事務というのは先に言いましたように、利用される皆さんとか観光事業にいかに関与するかということを目指していますので、その

辺も検討しながら進めていっていただきたいと思います。では、時間の関係で次の質問に移ります。

宿泊施設を含む学園都市構想の策定について質問させていただきます。

先ほど市長の来年度予算の中に、宇宙都市の学園構想を4本の柱の3本目に入れてやっていきたいということでしたので、私の質問の答えがどのように進展していくのか、気持ちが踊りわくわくした気持ちで質問させていただきます。

2015年の5月より開始されましたKAGURA（かぐら）のトンネル掘削工事は、少し前の12月5日に茂住側と跡津側から掘ってきたのですが、ちょうどYアームトンネルが貫通いたしました。工事関係者は、工事が順調に進んでいることや貫通の喜びというのは何とも言い難いと思います。工事者にとっては。そんな中で現場の緊張感も高まりながら、喜びにあふれているようでございます。

平成27年12月には試験研究が開始されて、徐々に研究者も増えるということでございます。研究の開始が29年12月に予定されていますが、そのころには学生等々も含めて40人以上増えるだろうと言われています。また今、隣の前の学校の運動場では、いわゆる収集したデータの収集塔といいますか、それが鉄筋コンクリートで着々と急ピッチで進められています。

しかし、私が聞いたところによりますと、この施設には研究者の仮眠の部屋はあるのですけれども、宿泊できるような施設は隣接地域にもできていないということでございます。昨年9月の議会で、私はこの問題をいろいろと質問しまして、何とか研究員の方が1名でも多く飛騨市に居住できるような環境整備や懇話会の組織化、先端科学都市についての展望を伺いました。その後1年3カ月たちましたが、具体的にどのように取り組み、どのように進展したのか質問させていただきたいと思います。

まず1点目に、懇話会の進展具合についてお伺いしたいと思います。あのときの答弁では、懇話会に参加していただく研究者の方を、忙しい中4名選定させていただいてお願いしたと。これからは市民の皆さんや事業者の方にも参加いただきながら、来年度中には基本構想を確定したいと回答されています。その後、どのような懇話会を開催され、どのような話し合いを行い、具体的に何が進展したのか伺いたいと思います。

2点目に、学園都市構想の作成の見通しについてお伺いいたします。まず今年の質問でも、宿泊施設や見学施設を含んだ学園都市構想が実現できるようにという質問に対して、そのように国に働きかけていきたいと回答されています。宿泊施設の進展具合についてはどうなっているのか伺いたいと思います。それから、先ほど申しましたように、現在建設中のデータ収集塔には宿泊施設が建設されていません。研修員や学生のために、何とか神岡町内に空き家を利用した生活とか、簡易な宿泊所施設を建設していただきたい。飛騨市に定住していただけるような施策の取り組みについてお伺いしたいと思います。

それから3点目には、研究員の方は交通アクセスのことを大きく問題にされています。

富山から研究所までの区間、それから研修所から神岡までの区間、これは国道41号線の改良時に異常気象通行規制の関係で、早期にこれは解除を図っていただきたいというのは重要な問題でございますけれども、実は穴の中に入る前に市の跡津川線があります。これは以前からいろいろな要望が行われておりますけれども、現在も改良は全然進んでおりません。狭く、曲がり角の多い危険な道路です。研究作業や工事に、特に冬については支障をきたしていると思われています。特に望遠鏡の中に入れる真空パイプの輸送には、長い物ですから非常に苦勞されたということも聞いています。以前より改良促進にはいろいろな努力をされているとは思いますが、この道路の改良の展望と、また研究社員と一体となった取り組みについてはどうやっているのかについて伺いたいです。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

それでは、2つ目の宿泊施設を含む学園都市構想の策定について。1点目の懇話会の進展状況および2点目の学園都市構想の作成の見通しを合わせて、（仮称）先端科学学園都市構想の進捗状況についてお答えさせていただきます。

本構想につきましては、スーパーカミオカンデやカムランドといった世界最先端の研究施設に加え、現在、建設が進められている大型重力波低温望遠鏡「かぐら（KAGRA）」、さらにはスーパーカミオカンデの20倍の規模とされるハイパーカミオカンデ構想も見据え、今後も増え続ける研究者の方々の市内での住環境整備や、過疎化が進む地域の活性化を目的として策定作業を進めております。

具体的な進捗状況につきましては、平成24年度においては、研究者の方々のニーズを把握すべく、東京大学や東北大学の研究者4名に懇話会に参加いただき、2回開催いたしております。また、同年度内に、関連する事業者として神岡鉱業株式会社、スーパーサイエンスハイスクール誘致を推進していらっしゃる宇宙まるごと創生塾飛騨アカデミーおよび市民代表の方にも加わっていただき、合計3回開催しております。今年度には、コンサルタントにも一部業務を委託し、現在までに2回懇話会を開催しております。今月の24日に今年度第3回目を開催し、まとめの作業に入る予定でございます。

懇話会での話し合いの内容ですが、先ほど申し上げたとおり、現状および課題を把握すべく、研究者の方々からさまざまなご意見をお聞きしております。具体的には交通や、日常の買い物などに不都合が生じていることなどを確認しております。さらには、地域活性化を図るべく、研究成果を発信するための中核的な施設の構成内容の方向性についてもご意見をいただいております。具体的には、体験型学習施設や宿泊可能なセミナーハウスの設置が盛り込まれる見込みであります。

また、研究者の飛騨市内への定住については、かねてより機会があるたびに、大学関

係者の方々にお願いしているところであり、市といたしましてもより多くの方々に居住していただくことを切望しているところです。今回の構想の中にも住環境の整備について盛り込み、国などへの要望へとつなげていく予定ではありますが、居住していただくためには、買い物する場や交通といった生活環境機能の確保も重要な要素ですので、総合的な対策が求められるものと考えております。

議員ご提案の空き家の利用などについては、懇話会の中でも話題になったことであり、既存家屋を改修しシェアハウスとして機能させる方法についても、今後、民間事業者等と検討を行ってまいりたいと思っております。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

3点目の市道跡津川線の整備の見通しについてお答えします。

国道41号の異常気象時通行規制区間の早期解消と、落石災害等への対策および市道跡津川線の改良は市民にとって、また研究施設へのアクセス道路としても重要な整備と考えております。

市道跡津川線は、平成14年10月の小柴教授、ノーベル物理学賞決定を機に、スーパーカミオカンデへの唯一の道路として改良計画が注目されるようになりました。カミオカンデ付近には多数の科学技術研究、実験施設があるため、この重要性を小柴教授が岐阜県知事、国土交通大臣への面談の折に発言され、国家プロジェクトの一つとして県、国の支援が検討された結果、平成16年度にトンネルを含む延長880メートルの区間を過疎地域自立促進特別措置法に基づき、県代行事業として正式に認められました。

本線の整備につきましては、これまでにカミオカンデの坑口から下流の盛土工事が施工されており、今後、延長335メートルのトンネルの施工が必要となる中、トンネル坑口部分の用地が共有地になっており、相続の関係から了承を得ることができず、未取得となっております。

平成18年度から用地交渉を継続し、本年も地権者に対し県からの用地交渉、市からの協力依頼を行っておりますが、難航して契約に至っておりません。先般11月27日には、飛騨北部道路整備促進協議会と合同で、岐阜県県土整備部長へ早期完成を要望してまいりましたが、市としましては早期の事業完成がなされるよう今後も県と連携し、用地の取得を目指してまいります。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

○4番（洞口和彦）

ありがとうございました。先ほど、ハイパーカミオカンデの話がございましたけれども、これが設立されますとデータが大きいために、例えば今の「かぐら」等々は、情報

を収集する塔から大阪なり東京へデータを送りまして、そこで研究するということになりますけれども、この場合は容量が大きいためによそへ送れないと。ということになりますと、研究も何とか飛騨市でやっていただけるような、するという事について、大きな人数の研究者が飛騨にみえるということになりますので、ぜひこの取り組みはやっていただきたいと思います。

簡単な質問ですが、今、どのぐらいこの科学都市で働いてみえて、そのうち何人くらいが飛騨市に居住されているのか、つかんでみえましたら教えてください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただいまのご質問でございますが、東京大学および東北大学の研究施設で研究されている皆様にアンケートを取らせていただいております。40名の方がみえまして、その中で神岡町内には8名が在住しております。また、大沢野地内に15名、大沢野以外の富山市に12名ということで伺っております。以上でございます。

○4番（洞口和彦）

全部の施設を通じて40名くらいということではよろしいでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

全部の施設で40名程度と聞いております。

○4番（洞口和彦）

ありがとうございました。私は、もうちょっと多いのではないかと考えていますけれども、「かぐら」については助教授の方が6名みえますし、事務員の方が2名なのです。それから、スーパーカミオカンデについて約40名くらいみえると思いますし、カムランドですか、そちらにも若干みえると思いますので、もう少し多いのではないかと考えていますけれども、それだけの中で今8名ということでございます。これには最初はほとんど住んでみえなかったわけですから、かなりの努力はされたというふうに返します。

ちなみに、この間お話をお聞きしたところによりますと、大沢野には今十何名住んでみえるということですが、その中で、先月の23日に大沢野生涯学習センターという所があるのですが、そこで「かぐら」の宮川特任助教授が「アインシュタインの予言『重力波』の奏でる宇宙の音楽」というタイトルで講演されたそうです。特別公演ですがけれども、何かの行事の中で。その中では、大橋室長も驚いていましたけれども、100人以上の方が集まったと。ただ科学者が住んでいる、実際やっているのは飛騨なのです。住んでいるだけの地域で100人以上の方を集めて、私なりに言えば、お隣の県へも飛騨の科学都市を宣伝していただいたというふうに、非常に歓迎するのですけれども、やはりそれだけの興味を持ってみえるということでございます。

飛騨市も夢のたまご塾とか、科学サイエンス等々やってみえますし、特に私が注目しているのは、この間10月27日に宇宙航空研究所開発機構の宇宙科学研究所と飛騨市が企画された、小学校4年生から中学生の生徒とその保護者を対象とした「宇宙学校・ひだ」が開催されました。これは非常に良い企画だと思うのです。また内容のすばらしいのです。その中で石井教授は、日本の惑星探索機について講演されまして、まさに奇跡の「はやぶさ」つかんで帰ってきたということで、特に今回注目があつたのは神岡鉱山の露天掘りの跡地で、その研究をされていたのですよね。大体想定される所は、ああいう所に着陸していかにしてそこの鉱石を取ってくるのかという、それも含めてタイトルが「日本の惑星探索機について」ということのでございましたので、「はやぶさ」を中心とした飛騨の研修を含めながら話されたことと思います。また、福家助教は「宇宙線で見える神岡と宇宙科学」というタイトルで話されています。まさに科学最先端の街をアピールされたことと思います。

ただ、これは参加できる人が限定されましたので、だれでも参加できないということでもございましたが、今後このような企画はどんどん行って、飛騨市民の中で積極的に科学都市を注目できるような、こういう講座についてはやっていただきたいと思います。

そこでお伺いします。定員200名という形の参画でございましたけれども、何名くらい参加されて、その効果はどうだったのかということ。また、この講演会において、飛騨市民の科学に対する捉え方、方向付けがある程度はできたのかどうか。それについて伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただいまご質問の、10月27日に行われました「宇宙学校・ひだ」のJAXA（ジャクサ）が定員200名ということで実施されたものでございます。JAXA（ジャクサ）につきましては、伺ったところによりますと年間6回、全国であのような学校を開かれるように聞いております。このため、県内でも本当に珍しいことだったと伺っております。

定員200名の効果でございますが、ほとんどが来場された車等を確認しましたところ、岐阜県内ではなく、愛知県、遠くは大阪、東京のほうからも参加された車がございました。そういうことで、本当に宇宙に興味のあるお子様が、親子連れで大勢みえたというような感触を得ております。

また、市民への方向付け等でございますが、JAXA（ジャクサ）の気象衛星等、いろいろ打ち上げ等もございますので宇宙への関心は高まっているものと思っております。

○4番（洞口和彦）

ありがとうございました。では、次の質問に移ります。

除雪ボランティアについて伺います。今年は雪が多いといううわさが出ています。冬

の除雪は大変な仕事で経費もかかります。市民の要望は、生活圏全部飛騨市のどこに住んでいても除雪をしていただきたいというのは願望でございますし、本当に各地からの除雪についての要望は出ております。

しかし、全体の全部の除雪を行うことは非常に困難でございますので、このように除雪ボランティアという設備を設けて、除雪の燃料の一部を助成している制度がございます。それについて3つの質問を申し上げます。

1つは、今回機械の貸し出しによって除雪を試験的に行うというのがありまして、今まで神岡にあった除雪ボランティアを全域に広げるといことでございます。それによって綱領をどのように変更されたのかについて伺いたいと思います。2点目には、その中で受益者数が今までは2軒以上といことでございましたが、1軒しかない場合はだめですよという、そのような規定を設けられたといことでございますが、どうしてこのような規定を設けたのかということ。これによって昨年までやっていた件数で、漏れた件数はどれくらいあるのか。それから、除雪前と除雪後の写真の提出を求めています。なぜ、こんなことが必要なのでしょう。助成でございますし、除雪費のほとんどが写真代に飛んでしまうといことがございます。お答えをお願いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

除雪ボランティアについて、3点のご質問をいただきました。1点目の要綱の変更内容についてお答えします。

除雪ボランティア制度は、合併前の旧神岡町において平成15年度から始まった制度で、合併後も旧神岡町地域でのみ実施されており、他の地区では実施されておらずその当時から要綱等は制定されておませんでした。そこで、今回全市を対象とすることができる制度とするために要綱の制定をさせていただくこととしました。

この要綱においては除雪ボランティアの要件として、市が通常除雪路線に指定していない生活道路の除雪を行い、受益戸数が2戸以上であることを考えております。

2点目の受益件数につきましては、受益戸数が1戸の場合は、道路除雪を行っていたいても受益を受ける方が自ら行う除雪と同じと考えられます。つまり、一般の方が自宅周辺の除雪を行われるのと違いがないということから2戸以上といたしました。

この除雪ボランティア制度により、通常除雪を実施していない路線に対しまして除雪していただくことで、不特定多数の方の利便性の向上が見込まれることを期待しております。

なお、昨年度の除雪ボランティアにおける実績が14件であり、そのうち、この要件を定めることにより対象外となる件数は2件と考えております。

また、この要綱においては、支給にあたり実績報告書を提出していただく中で、いつ

除雪をしていただいたか確認できる資料の提出をお願いしていきたいと考えております。

3点目の写真の提出につきましてお答えします。除雪にかかる燃料費を支給させていただく際には、市から公金を支出する上で事実確認を行うことは、どうしても必要なことであります。

除雪の実施を確認する手段としましては、除雪をした後に写真を撮っていただき、この写真により確認をすることが最も確実であると考えております。なお、この写真につきましては、日付が確認できればカメラ本体でも、データでもお持ちいただければ対応していきたいと考えており、できる限りの負担軽減を図ってまいります。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

○4番（洞口和彦）

まさに籠山さんではありませんが、行政独特の回答ですよね。市民側に立った回答ではないのです。雪またじ、除雪についてという1軒1軒配布の文書の中には、除雪についてということで、これまで各町内会や皆様にご協力いただいて厳しい冬を乗り越えてきました、今年もご協力をよろしく願いしますという書き出しなのですよね。その気持ちで回答できませんか。

まず1点ですが、2戸ではなく1戸だとその所だけ。道は誰でも使いますよ。朝の新聞配達に始まり、私たちが郵便局におりました郵便配達、町内配布、誰もが自由に使える道なのです。それをその1軒だけの受益者という判断は、これは間違っていると思いますが、いかがですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

ただいまの質問にお答えします。

今考えている除雪ボランティアというのは、通常の除雪路線を指定していない所、つまり基本的には除雪をして確保している以上にどうしても使いたいというような所で、除雪をしていただくという形の事を考えております。そういう意味では、1戸ということで限定をしますと、自分の家の除雪をしているのと状況は変わらないというような解釈をさせていただきまして、2戸以上ということで要件としては挙げさせていただいている次第でございます。

○4番（洞口和彦）

市道はその家の1軒の道路ですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

今ご質問の、市道という意味がよくわかりませんでしたけれども、除雪をして通行の確保はできる路線プラスアルファの路線という形で考えております。

○4番（洞口和彦）

ちょっと時間の関係で省略しまして申し訳ございません。県道、国道、主要幹線は全部除雪しますよね。だけど、小さな市道については除雪していないものですから、この除雪ボランティアの該当にしているのです。そういうところでも、先ほど言われました1軒しかない、市道で。そうしたら、それは各戸の家だというふうに解釈されるのかどうかということです。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

本来、除雪というのは市道全て除雪すればいいわけでございますけれども、当然、除雪費用が多額になるわけございまして、主要幹線等定めている道路だけを市が除雪し、第一次出動、第二次出動というふうに決めているわけでございます。

除雪につきましては、当然、除雪をすれば市道沿いではございますけれども、家の前に雪がたまるわけでございます。これは自分で片付けないと、その家の方が出入りできないということでございます。したがって、今日の除雪につきましては、仮に自分の家にかかるものについてはボランティアということではなくて、自分でよけていただくようお願いをしたい。別の方が受益を受けられるような所については、ボランティアとして燃料費を支払いさせていただきたいというのが本来の趣旨でございますので、基盤整備部長が申し上げたとおりでございます。

○4番（洞口和彦）

世の中には公私混同ということがありますけれども、私の私道と飛騨市の市道、私は飛騨市の市道について言っているのですよ。だから、当然個人の私道とか個人の家の前にはかかっていると思いますけれども、それは主要幹線まで出る道路なのです。これはぜひ、結局市が全部できない。これはわかっていますので、せめてこの制度は、委託するわけでもなく委任するわけでもなく、かいていただける燃料費のごく一部なのです。例えば1件にどれくらい支出していますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

具体的な数字につきましては、基盤整備部長のほうで申し上げさせていただきますが、私が先ほど申し上げたのは、道路幅が例えば6メートルの道路を除雪する際に、排土板の分しか除雪をいたしません。そうしますと当然、市道というのは飛騨市が管理する道路沿いの所で家の前に雪がたまるわけでございます。こうしたものにつきましては当然、飛騨市の道路であるのですけれども、自分でかいていただかないと出入りができないわけでございます。こうした例は、どこの地域でも当然あるわけでございますので、そういうことを考えますと今ほどおっしゃいましたように、飛騨市の道路だから全部燃料費

を支給するというふうな考え方に立ちますと、飛騨市の道路全てについて同じ考え方をしなければいけないわけでございますので、今回ボランティアということでご協力いただく所につきましては、その世帯の方も恩恵を被るものについてのみ助成をさせていただきたいというのが今回の趣旨でございます。詳細といいますか、ご質問がございました1件当たりの支給額につきましては、基盤整備部長のほうから申し上げます。

○4番（洞口和彦）

大きな道で、少ししかかいていかないというのはわかるのですよ。ところが、市道であつても幅が狭いために全然かかないという。その間には本当に家が1軒もない市道もございます。はっきり言って。そういう場合の除雪はだめだということになりますと、これはちょっと差別ではないかということなのです。1軒については、もう一度考え直してもらえませんか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

これは、例えばこの古川の例を挙げますと、田んぼの中に一軒家があるわけでございます。そこは市道でございます。町場の平らな所は全て市道に認定をされております。これ全て除雪はしません。一軒家の所は、大きな通りまで自分でかいて出られます。この部分はやはり個人持ちでございます。今言っておりますのは、そこの所に2軒あったとすれば、その2軒まで行く間の供用分だけは除雪ボランティアをお願いをし、お金を払おうというものでございますので、この飛騨市の中全部眺めていただくとわかると思うのですが、やはり個人の家の所まで市道は行っているわけでございますけれども、それが全て市が除雪するという事ではないということをご理解いただきたいと思います。どうしてもという所は、自分で機械を買ってかいてみるところがほとんどでございますので、そういったことで、副市長が言ったことは、市道のものを全てお金を出そうとしますと、除雪をした横の雪までかいた分までも、市が持たなければならなくなると同じことだということを言っただけの話でございまして、この辺は理解をいただきたいということでございます。

○4番（洞口和彦）

実は私も理解をいただきたいと思っているのです。やはり、除雪できないことはわかっていますよね。ない所は全部やっているのですよ。しかし、これは委託でもないのですよ。やっていただいているので、燃料費の一部ですよ。先ほどいくらかと言いましたが、いくらなのですか、払っているのは。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

今、確実なデータを持っていませんので後で確認させていただきますけれども、年間

70万くらいだと思っておりましたので。すみません、7万円程度だと思っていますので、その14件分という形で考えていただければ、大体1件当たりのお金になるとなっております。

◆休憩

◎議長（内海良郎）

暫時休憩といたします。調査させます。

（ 休憩 午後3時23分 再開 午後3時26分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。答弁を求めます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

大変失礼しました。昨年度の実績でいきますと、総支払額が7万1,702円となっております。それで、先ほども説明させていただいたように14件でございまして、人によっていろいろありますけれども、大体5,6,000円くらいが1件当たりに支払われているお金となります。

○4番（洞口和彦）

そんなものだと思います。私が聞いたところは3,000円だというのは、もらっているのが。1軒の所は今のところ2件しかございませんし、また増えるという可能性があると思いますけれども、わずかなお金なのです。これで住民のそういう除雪の面を補充できるということになれば、そのような締め付けをするのではなくて拡大していくという、広い意味でぜひ行っていただきたいと思います。

それから写真の件です。これは委託事業ではないです。ボランティアで、燃料のごく一部なのです。3,000円から5,000円でしょう、平均。それに毎日作業前に写真を撮って、終わったら写真撮って、実績報告書を作って、今まででも皆さん申請していたところが「こんな面倒くさいならやめる」と言って、私たちの家の近所でも除雪はしていますけれども、ほとんど辞退しています。だからこんなに少なくなっているのです、放っているから。何でわざわざ職員が忙しいのに写真を毎日見て、やったかやらなかったか。主要幹線までの道路ですから、主要幹線で除雪すればどれだけ雪が降ったかわかります。そして、それで足りないなら実績報告書を出せば。何で、もらった3,000円の少ない中から写真代を払うのですか。それともその分増やすのですか、写真代。お答え願います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

先ほども答弁をさせていただきましたけれども、当然公金を支出するという観点で要綱を制定させていただきました、お支払いをさせていただくというボランティアに対する対価を払わせていただくということで、やはり確認ということは、どうしても最低限必要だということを考えております。その確認方法としまして、現時点では写真が妥当であると考えております。今、公金を支出する際には、公平性とか透明性とか当然それを求められます。そういう形でほかに良い方法が、もっとより効率的な方法があれば、検討のほうは進めていきたいと思っておりますけれども、現段階では写真が確実に確認できるものと考えております。

また、先ほども答弁で述べさせていただいたように、写真を撮っていただいて、それをアウトプットしていただいて出していただくというのは、かなり大変だなということをご理解しておりますので、日付をいつやったかということだけ確認できるような資料を提出してもらったり、持参していただくなり考えております。

○４番（洞口和彦）

写真代は補充するのですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

今も説明させていただいたように、例えばデータで持っていただくとか、そういう形でも結構なので、そういう形でできれば負担軽減ができるのではないかと考えております。

○４番（洞口和彦）

ありがとうございます。やっとなで言ったかいがありました。それで、実績報告書でいいのではないですか。これで十分確認できますし。写真を毎日撮って、除雪なんて何時に起きてやると思いますか。出勤前にやるのですよ、暗いうちから。それに各何万円の工事ではないですけれども、工事の請負ならば当然必要ですけれども、燃料の一部の補助です。実績報告書で十分だと思います。ぜひ、そのような方向で。せめて良い制度ですから、誰もが先ほど言いましたように簡単に利用できて、市も除雪しなくて済んで助かると。住民も、せめてものこの世知がない世の中に若干の補助がもらえると、そういう制度にしていこうじゃありませんか。ぜひ、先ほど言われたことを信じて、ちょっと私も興奮してしまいましたけれども、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔４番 洞口和彦 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後３時４０分といたします。

（ 休憩 午後３時３０分 再開 午後３時４０分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に１６番、池田寛一君。

〔１６番 池田寛一 登壇〕

○１６番（池田寛一）

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。洞口議員の熱い質問の後でございますが、最後の質問者でございます。聞いておられるほうも大変だったと思いますが、私待っているほうもなかなか大変でございました。

それでは、私は今回２点について市の考えを伺いたいと思います。はじめに、合併から１０年、土台の上に建てるものは、と題して市長にお伺いをいたします。

平成１６年２月、飛騨市が誕生してから、やがて１０年が経過しようとしております。船坂市政で４年、井上市政で６年、いろいろなことがございました。一つ一つ触れることはいたしません、私たちは、これまでにあまりにもマイナスの効果にエネルギーを使ってきたことは否めないような気がしております。

先日、市民アンケートの結果報告書を見せていただきました。自由記入の欄を見ますと、市民の切実な声が寄せられております。市長にも職員にも議員にも、大変厳しい意見が書かれています。そして、今も続く地域間対立を心配する声が続きます。

私たち議会は、この１０年の節目を機に、会派の違いを越え市と一丸となって重要課題に取り組んでいかなければなりません。これは多くの市民が望んでいることではないかと思えます。会派を越えてという、こういった考えには批判的な声があるかもしれませんが、しかし、乗り越える時が来ているのではないのでしょうか。これは、執行部にべつたりという意味ではありません。そしてまた、仲良しグループになるということでもありません。二代表制の役割というものをしっかり果たし、市の重要課題については一丸となって取り組んでいくことが求められているのだと思います。企業誘致や雇用の問題、そして財政の問題、人口減少と少子高齢化、またその伴う空き家対策や廃屋対策は、市民が最も期待をかけていることではないのでしょうか。

２４年４月に議会基本条例が施行されてからは、私たち議員も以前と比べますと比較にならないほど多忙になりました。いろいろな課題について調査研究を行い、市民のための政策提言をするために努力をしております。そのためにも、会派を越えて活動する

ことは大切だと考えております。なぜなら、飛騨市の人口は、過去の予測をはるかに上回るスピードで進行しており、合併当初3万人を超えていた人口は現在26,300人。10年間で約4,000人減少いたしました。また、高齢化率は34.56%。そして、民間の調査では市内の空き家の数は747戸に達しています。さらに高齢者のみの家屋を含めると、近い将来の姿が容易に予測することができます。

特に市の心臓部であります古川町、神岡町の中心市街地における空き家の増加が顕著であり、周辺地域においては廃屋となった家屋が点在するなど、将来に大きな不安を抱かせる現実があります。

区長さんとの意見交換会の中で必ず出るのは、「何とかしてほしい」という声です。廃屋問題については、議長から産業常任委員会に対し、さらに調査を深めるようにとの命令が出されており、空き家対策と併せて調査研究を行っています。多くの空き家も管理ができなくなれば、いずれ廃屋になるという可能性を含んでいます。合併から10年、まずこの問題こそ、行政も議会も市民も一丸となって取り組まなければならない重要課題ではないでしょうか。

市長は、合併10年で学校の耐震化や可燃ごみ焼却施設等の整備も完了し、土台作りができたと話されております。

そこで、次の点について伺います。

一つ目に、合併10年で築いた土台の上にどのような柱を建て、どのような造作が行われていくのか。また、間取りはどのようなになるのか。各部屋にはどのような機能があるのか。市長が目指すこれからの飛騨市の姿を市民に説明していただきたいと思います。

二つ目に、合併特例期間が終了し、今後段階的に普通交付税が減額され、平成30年には歳入を歳出が上回り赤字財政に陥ると予測されています。これでは市民は大きな不安を抱きます。この赤字期間をどのように対応し、黒字となる時期をいつと定めているのか伺います。

三つ目に、空き家対策については冒頭でも触れましたが、産業常任委員会において重点課題調査と位置づけて、空き家バンク設置についての研究を現在行っています。また、今年度より政務活動費を予算化していただき、課題調査等に有効に活用させていただいております。

去る10月7日に、日本教育会館において「地域資源の活用による経済の活性化」および「定住支援策と空き家の活用」についての講演、翌8日には「まちづくり市民事業と高齢化社会への対応」と題しての講義があり、出席させていただきました。「定住支援策と空き家の活用」について、講演された山形県庄内町原田町長は「行政は経営である」と話されております。感銘深い言葉でした。

庄内町は、平成17年に合併してできた町ですが、やはり飛騨市同様人口減少に悩む町であり、過去5年間に約1,000人減少しております。人口減少対策として、若者定住のための家賃の助成、持ち家住宅建設や住宅リフォーム祝い金事業など積極的に取

り組んでいます。原田町長は、固定資産税で必ず返ってくる、5年で戻ると話されておりました。

この庄内町の空き家利活用で特徴的なのが、「移住推進空き家利活用補助金」であります。空き家を購入または貸し借りをする人が改修工事を行う場合に、補助金を交付していることです。また、国の過疎地域集落再編整備事業の定住促進空き家活用事業を活用し、町が空き家の有効活用と定住促進を図るため、空き家を町が所有者から借り上げて、入居希望者に賃貸するという事業を進めております。

内容としましては、事業費の半分を国が負担。これは、国庫補助限度額350万円を上限に修繕費を町が負担し賃貸するというものです。空き家の借上げ期間は10年間。空き家所有者への借上料は、月に2万円。整備する年間戸数は5戸。整備については、キッチン、風呂、トイレなど水回りが中心となっております。空き家の利用料は、上限で3万5,000円。平成21年から4年間の取り組みで8世帯、28人が定住世帯、定住者数となっております。以上が庄内町の定住支援策と、空き家の活用についての概略でございますが、これは年間2,000万円ほどの事業規模になるのではないかと思います。

飛騨市の場合ですが、仮にバンクを作るとすれば、どこにでもある空き家バンクでは効果が薄いのではないかと考えております。単なる受け皿的な待ちの姿勢ではなく、利用者との交流の中から観光や商品開発、企業誘致、雇用にも結び付いていくような幅の広い仕組みづくりができないかと考えております。

それには行政と連携しながら、民間主体で縦割りのない幅広い活動ができるような仕組みづくりが必要ではないかと考えますが、市長はいかがお考えでしょうか。

以上、3点を挙げさせていただきましたが、市長には土台の上に建てるものを明確に示していただき、住民が夢と希望を持って新しい年を迎えられる、飛騨市の姿を語っていただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、池田議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

池田議員からも悲観的な発言が多々ありまして、少し残念に思っておりますが、私は、過去厳しい選挙も行いましたし、また、私の解職請求が出た、いわゆるリコールでございますが、こういったものも体験をし、来た現状を踏まえたと、一体となって合併の際に描いた理想に向かっているとは言えないかもしれません。それでも、先ほど野村議員のときにも説明をいたしましたように、皆さんが一生懸命がんばって、成果を残していただいているということにつきましても理解をする努力が必要ではないかなと思います。

それでは、合併１０年、土台の上に建てるものについてでございますが、飛騨市が発足する際に、新市まちづくり計画が作られました。私は、この計画を実現するために、第二次総合計画を作成いたしました。そしてこの総合計画の前期実施計画が、来年２６年まででございます。２６年で終了いたします。来年度は、２７年度以降の後期実施計画の作成をすることとなります。私は、前期実施計画が、飛騨市の土台作りというふうに思っており取り組んでまいりました。

この土台につきましては完成したものもございますし、まだ半ばのものもあるかと思っております。この土台を説明しなければなりません。少し総合計画とは別の視点で説明をさせていただきたいと思っております。範囲が広いものですから少し長くなりますが、よろしくお願いを申し上げます。

最初は、産業の土台作りであります。全ての産業は、従来型の手法では通用しなくなりました。原因はさまざまですが、一口で説明すれば、社会構造が大きく変化したからでございます。したがって、大胆な産業構造の転換を図らないと生き残れなくなりました。このことを、各分野別に説明いたします。

農業分野では、苦境にあるトマトやハウレンソウの蔬菜農家に対し、選果機の導入や値崩れ対策を講じてまいりましたが、抜本的な問題解決に至っておりません。米政策の見直しやＴＰＰへの参加によって、蔬菜以外の農産品目も大きな影響を受けるでしょう。そこで、私は農業の原点に返り、県や県の農業研究所、国や大学などの研究機関などと連携を図り、蔬菜で申し上げれば３０年以上継続してきた手法を、どのように転換していくのかを模索する作業を始めております。そして、その第一歩が、農業支援センターの設立と支援会議の創設でございました。

観光分野では、観光客の意識が大きく変化しました。紋切り型の観光では飽きられるのでございます。また、一部の議員さんが恵那市の旧岩村町の町並み整備を見学されたそうでございますが、「飛騨古川」型のまちなみ整備は、全国どこでも見られるようになりました。ライバルの出現であります。ＮＨＫの「さくら」の放映がありました。多くの観光客が訪れましたが、入込客数に比べて、観光消費額が伸びませんでした。つまり「儲ける」仕組みができていなかったのであります。外国人を受け入れる体制ができていないのに、インバウンド戦略と称して、外国にＰＲに行きました。私は、こうした現状を転換し、「儲かる」観光産業とするために、まちづくり協議会を立ち上げました。いろいろなツアーを作成し、儲かるようにするために、どうすればよいか模索中であります。１９９０年代に脚光を浴びた「飛騨古川」のまちづくりを、さらに進化させるように新たな景観部会は、町内の若手との意見交換会を始めました。ホテル季古里では、国内客の端境期に、台湾、シンガポール、香港のお客様を受け入れるように、専門の職員を採用いたしました。市ではそれに対応して、中国語が話せる案内人を採用しております。外国人の宿泊は、まだ１，０００人に満たない受け入れでございますが、着実に増えています。来年以降は、白人の旅行客を本格的に受け入れる仕組みを構築したいと

考えております。

また、レールマウンテンバイクには26,000人以上の方が乗車されました。しかし、その多くは高山市での宿泊客でございます。これらの客を神岡町に誘導する施策が求められています。

観光は大規模な事業を行わないと元気が出ないといわれる方がみえます。しかし、テーマパーク型の観光施設は、継続して設備投資をしないと飽きられることは、失敗をし破綻した夕張市や、成功をしております東京ディズニーランドを比較すれば明らかでございます。自治体では成功するのは難しいのであります。本市でも、観光施設にはほぼ赤字補填をしないと、運営できない状況にあります。

来年度から、有り難いことに観光協会が庁舎に入ることが決まりました。今後は市と一体となって「儲かる」仕組みを考えていただけると喜んでおります。

商業の分野では、売り上げは落ちておりませんが、一部の大規模店に集中し、さらには、販売価格の下落によって、儲からなくなっています。そこで、昨年からネット販売の店「ひだの蔵」を始めました。これにあわせて、それぞれの商店に対してネットでの販売ができる仕組みを勧めております。仮想店舗で商品を売ろうとしているのでございます。この仮想店舗では、飛騨市に足を運ばなくても、商品を見て購入できるのでございます。こうした新しい広告媒体、通信媒体に対応できるよう、庁舎に情報戦略室を設けました。また、まちづくり協議会などでは、新商品の開発を始めていただいております。

工業の分野では、野村議員に説明いたしましたように、出荷額が大きく伸びております。それでも、これが従業員数の大幅な増加につながっておりません。設備投資をすればするほど、省力化が進み、人が要らなくなるからでございます。それでも私は、商工課を設けて職員に企業訪問を始めさせました。最初は、行政の担当者が初めて来たと驚かれたようでございますが、今ではいろいろな情報を提供していただけるまでになっております。

先日は、議員さん方に三井金属の本社を訪問していただきましたが、私はトップセールスとして、いろいろな会社を訪問しております。昨年、神岡町東雲地内に日本レヂボン様が新工場を建設されましたが、私は関西出張に際し、ほとんど本社を訪問させていただいております。市内には、拡張を計画してみえる企業もありますので、少しでも雇用につながるように、行政としてお手伝いできることがないか、職員に足しげく通うよう指導しております。

次に、公共事業でございます。私は就任直後、職員が高山国道事務所や古川土木事務所と、仕事以外にはほとんど交流がないと聞き驚きました。今は、神通川砂防工事事務所も含めて、毎年勉強会を行っております。その中で、特に高山国道事務所所管の大規模な工事が、飛騨市内では国道360号の代行工事終了後なくなっていました。こうした事業は、地元から要望しないと、なかなか事業化にはなりません。そこで、就任

直後に当時の国道事務所所長と懇談の折、国道４１号の神岡以北の改修を提案いたしました。翌年度からは富山市をはじめとする富山県域の自治体と、飛騨市、高山市で構成する「富山・高山連絡道路整備促進期成同盟会」の最重要要望としていただき、今年度は、国土交通省中部地方整備局の防災技術専門委員会で工事の検討がなされるまでになったところでございます。これを受けて、先月の議員の皆様や各種団体の皆様と、国土交通省へ直接要望に行けることにつながったと思っております。実現すれば、一期工事は１７０億円の事業費でございますけれども、最終的には数百億円の規模だと考えております。

土台の２点目は、教育福祉でございます。教育では、平均に達していなかった全国学力・学習状況調査の試験結果を、平均点以上とするために、さまざまな取り組みを行いました。今年度、新たに始めた習熟度の高い生徒を対象とした「スーパー少人数学級」は、斬新な取り組みとして時事通信社が全国に紹介をいたしたところでございます。こうした取り組みの結果は、ご承知のとおりであります。

社会教育では、生きがいを持って人生を過ごしていただくために、古川町、神岡町の生涯学習課の機能を、先ほど言いましたように公民館に移す予定でございます。

福祉部門では、山田地区に障がい者と健常者が触れあう施設を設けるように準備を進めております。保健の分野では、診療から予防活動にシフトをしております。現在は、お年寄りが元気で過ごしていただくための諸施設の設置を検討中でございます。

保育料の値下げや、保育園、小中学校の改修がほぼ終了したことは説明するまでもございません。

土台の３点目は財政の健全化であります。いろいろな施策を行うためには、財政基盤が安定していなければなりません。そこで行政改革では、歳出を抑えながら、特に後年度負担になるものは抑制をしてまいりました。国や県の補助制度を用いることは最優先でございますけれども、市債を発行する際にも、償還金の一部を地方交付税で補っていただく有利な起債を利用することで、市費の実支出を抑制してきました。不要な建物は撤去いたしました。残った大きな建物は、調整がつけられれば撤去したいと考えております。職員数も合併前と比べて２７％ほど減らしましたが、ラスパイレス指数も、昨年度、国家公務員の削減がなければ９３．３まで下げております。こうした積み重ねによって、特に平成２２年度決算からは大幅な黒字を計上するまでに至っております。財政調整基金への積み立てについて厳しく指摘されておりますけれども、安定した財政基盤は、できつつあると考えているところでございます。

第４の土台は、地域力の創出でございます。池田議員の地元では、地域振興協議会が発足いたしました。こうした動きは、宮川町、神岡町にも見られます。また、防災の視点での組織強化も始まりました。行政に頼らない地域づくりであります。前に述べましたレールマウンテンバイクも、地域力で始まりました。成功の秘訣は行政が関与していないことだと思っております。こうした動きが市全体に広がりつつあると感じておりま

す。

最後の土台は職員の育成でございます。私は就任直後に、県の東京事務所派遣を再開いたしました。その目的のひとつは、職員の資質向上にあります。先日は、職員が県の障がい児施設での半年の研修を終えて戻ってまいりました。大変勉強になったそうでもあります。それ以外にも、長期の研修についてできるだけ派遣するよう心がけております。就任直後に始めた事業に統計書の作成がございます。今回の答弁書でも、できる限り統計資料を引用することとしております。飛騨市の現状は、統計に表れているからでございます。人事での昇任・昇格試験についてもご批判はありますが、そのために職員が勉強していることは事実でございます。近年、一般職の採用職員の半数は女性でございます。私は、初めて女性を部長に登用いたしました。これからの自治体を担うのは女性かもしれません。職員に対するご批判があることは十分承知しております。そして、ご批判の大部分は的を射ていることも事実でございます。それでも支持待ち職員が、少しずつでも問題意識を持ち始めていることも事実でございます。

個別の説明は以上でございますが、これらの課題について、これまで現状認識ができていませんでした。私は、これらの課題を解決するに当たり、まず皆さんと現状を共有し、解決の方向性を示すことが土台だと思っております。そして、その方向性は「現状を変える」ことでございます。

先ほど申し上げましたように、平成26年度が前期の最終年度でございます。27年度から始まる総合計画の後期実施計画では、今まで長々と述べましたが、こういった土台を作りつつありまして、26年にはほとんどの土台が出来上がってこようかと思えます。その上に建てるものにつきましては、27年度以降の計画の中にしっかりと26年度中にもって皆さんに報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、黒字となる時期をいつと定めているのか、でございます。私は、平成20年に就任をいたし、以来、財政については1年1年の短期的な視点で考えながら、少なくとも10年程度の中期的に財政が均衡となることを心がけてまいりました。つまり、大規模な財政支出が多い年度と、そうでない年度の収支を、中期的に均一となるように運用してきたということでございます。この思いから、毎年度長期財政見通しを作成をして、皆さんにお示しをしてまいりました。

長期財政見通しは、平成20年度から作成しておりますけれども、国、県の状況、経済状況、社会環境などにより、作成年度ごとに将来の見込みは当然に変わってまいります。また、見通し期間が長期になればなるほど不確定なものとなってまいります。

これまでの合併後10年間は、特に普通交付税の加算や合併補助金など国の支援に守られていることもあり、収支は黒字で推移いたしました。特に平成22年度以降は、実質の単年度収支も安定してきました。しかし、この後は、徐々に悪化していくものと思われることから、現在貯金している財政調整基金の取り崩しをしながら、単年度の歳入

歳出の均衡を図っていかなければなりません。したがって、現段階では、赤字は平成30年度から始まるものと見込んでおりますけれども、今後の状況によって変わってまいります。

今、財政の健全化を図る上で、重石となっているのは指定管理施設の指定管理料および今後の更新費用であると考えております。この施設の経営の安定を図ることが、平成30年度以降の財政に非常に大きな影響を及ぼすものと考えているところでございます。

こうしたことから、中期的な見通しの中で、いつ黒字になるかを明確に申し上げることはできないということでございます。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

それでは、3点目の空き家バンクについてお答えいたします。

前回の議会でもお答えしましたように、市では空き家バンクについて、現在も宅建協会などとも意見交換をしながら引き続き検討を行なっている状況でございます。

意見交換の中で伺った話として、一般的には空き家を積極的に貸そうという方は、まず不動産関係の事業者に相談をするものであり、空き家バンクを利用して貸し出しをしようとする場合、建物の状態が悪いこと、立地条件が悪いことなどから民間事業者が手を出さない物件が多くなるだろう。また、行政なら手続きや問題解決など全部やってくれるだろうという考えでの貸し出しと、行政が開設しているものなら、という安易な考えで、より冷やかし的な相談が多くなるだろうと予想されるなど、課題が多いとの意見がございました。

また、一見空き家といっても家主と交渉すると、年に1度は帰ってくるので貸せない。仏壇が置いてあるので貸せないなど、貸してもらえる物件は非常に少なく、空き家バンクを開設しても優良な物件が集まるか疑問であるとお話も伺っております。

これらは全国の空き家バンクが同様に抱える課題ではありますが、飛騨市も同じように難しい問題であると認識しており、空き家バンクを開設するためには、十分検討しなければならない課題であると考えております。

また、議員がご紹介された庄内町が行なっているような制度については、各地の自治体で行われていると承知しております。市が所有者から住宅を借り上げ、改修後貸し出すというものでございますが、このような仕組みを市が取り入れる場合は、民間事業者が行う賃貸業との関係からも、既存の市内不動産関係の事業者との相当の調整が必要であると思われます。

また、民間事業者と同様の賃貸借契約などを行うことから、専門的な知識が必要となりますし、かなりの事務量が発生すると予想されます。契約に関するトラブルや、借り

上げた住宅のリスクに対しても対応する必要もあり、専門的な知識のない行政にあって専門的な知識を有する民間事業者の協力が必須であり、市で実施する場合には相当な困難があると考えております。

ちなみに飛騨市では、本年度から移住促進住宅改修事業補助金を施行しており、移住者が取得した住宅の改修費用の3分の1、上限100万円までの補助を行なっておりますが、現在1件、1世帯3人家族での利用をいただいております。

なお、バンクを作るとすればどこにでもある空き家バンクでは効果が薄いのではないかと、このことですが、市としても空き家バンクを創設するとすれば、空き家の貸し借りのみならず、移住者と地域との橋渡しや移住後のサポートなど、積極的に世話役的な業務を行う仕組みが必要と考えており、民間事業者とも情報交換を行なっています。

前回お答えしましたように、市としましては、空き家対策を進める上で、空き家対策に取り組んでいる事業者や宅健協会との連携は重要であると考えておりますので、空き家バンクの創設いかににかかわらず、利活用についても引き続き情報交換を行っていきたいと考えております。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

○16番（池田寛一）

市長の考えを伺いました。26年度中に先ほど述べられました、いろいろな事業の完結していない部分を完結して、27年度にその上に建物を建てていくというようなお話だったと思います。

私は特に、先ほどどなたかの質問の答弁で、高山市との製造業に対する金額の比較を話されたと思うのですが、私は、非常に飛騨市は雇用の場がないとか、そういうことで暗いイメージといいますか、そういった市民の声があるわけなのですが、こういった部分はもっとアピールしてもいいのではないかなと。平成27年度に向けては、飛騨市の財政だけではなくて、飛騨市の企業の経済指標というようなものを示すと効果的なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。といいますのは、高校を卒業されたり、そういった人たちが就職する場合に、飛騨市には就職先がないとかそういった声がありますけど、これだけ飛騨市として製造業については高山市以上の大きな、総額ですけれども、大きな成果を出しておられますので、こういったこともそういった子供たちの就職活動というようなものに情報提供をして、27年度の骨格に入れるというようなことがあるといいのではないかと思います。いかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

先の長い話の中で少し触れましたけれども、こういった製造業の金額は上がっているのです。ただ、やはり機械化とかそういったものが進みますと、雇用の数が増えるのではなく逆に減るということもあって、金額は伸びるのですけれども雇用の場がないとい

う現実も中にはあるということもあつたりしまして、なかなか難しいのですけれども、この間も飛騨市のCity人財会議にも出席をしました。そこには高校の校長先生や、地域の企業をやってみえる方が集まってみえる会議でございますけれども、そういった所で今池田議員が言われたような、「飛騨市はこういったことなんやぞ」というような機会は当然設けるべきだというふうに思っておりますので、こういった統計資料等々につきましては、これから会議等では有効に活用して、アピールをしてまいりたいというように思っております。よろしくをお願いします。

○16番（池田寛一）

ぜひ、そのようにしてほしいと思います。何といたっても飛騨市の場合、合併時671億が現在は1,010億まで伸びているということなので、非常に魅力的な要素ではないかなと思います。

それから、先ほどの平成30年から財政赤字が続くという見通しをしておられます。黒字になる時期は未定だということなのですが、そのとおりかもしれません。ただ、先ほど籠山議員の質問に対して市長が言われたのですが、いざというときには市民に心配をかけないのだ、そういった財政運営をしたいということでした。私もそういうことは思います。

現在、国の借金が1兆円あるということで、1万円札を積み上げますと1万キロメートルになるそうなのです。地球の4分の1が1万円札で埋まってしまうというような状況を、やはりこれがいつまで続くのかなということは誰も保証はできないのだろうと思います。国が何とかしてくれるだろうという、そういう認識をやはり我々も変えていく必要があるのだろうと思うのです。ただ、どこの自治体でも同じような財政であろうと思いますし、飛騨市だけが特異なことをできるわけではありませんが、やはり何としてもコスト削減はもちろんですけれども、自主財源の確保、そういったものがとてもとても大切になると思います。やはり、ひも付きではない、補助金のようなそういう形ではない、自由に使える自主財源というものが、やはり平成27年度に向けても、どうやって作り出していくのかというようなことを今考えておられましたら、お示し願えればと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

平成30年に収支のバランスが崩れるということはずっと言っておりますけど、これはある程度の設定があるわけです。例えばですけれども一例を挙げますと、一般の建設費を毎年いくらぐらいに設定するかによっても違ってまいりますし、それは飛騨市の中に建設業がある、その建設費をではゼロにしていいいのかどうかということもあるものですから、ある程度の事業費は、これくらいは確保していかなければならないというか、その設定によって大きく変わってくる長期財政見通しになろうかと思います。そういつ

たものを下げれば、どこかがプラスになってきますので、そういったことでこういった形の中で組んでいくかによっても、ひどく黒字に転換するところがいつになるかによっては大いぶ違うと思いますけれども、やはり今まで市民のサービスをやってきた、こういった状況はいつまでも持続をさせていただきたい。そして、できればそれ以上の住民サービスができれば有り難いと思っておりますが、そういったことをするには、やはりしていくとすると、30年には収支のバランスが崩れるということでございますので、やはり毎年毎年長期財政見通しを示す中で、これが31年になり、32年になるように外からのお金をいくらかもらってくるかとか、そういった仕組みづくりといったものが非常に大切になってこようかと思えます。長期財政見通しを見ていただくと、一番最初は平成28年かそこらに収支のバランスが崩れることになっていたと思うのですけれども、今30年まで伸びたということでございますので、これができるだけ伸びていくには、やはり外からのお金をいかに落としてもらうか、持ってくるかということは、これから行政として一生懸命やらなければならないというふうに思っております。

○16番（池田寛一）

先ほどの説明の中で、観光協会が市役所の中に入るというような、初耳だったのですが、こういった経緯でそうなったのかというようなこと。それから、市役所に入りますと、こういったやり方をしていくのかみたいなことを、わかればお願いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

中の部署がどこへ行くかということにつきましては、今検討中でございますが、観光協会とお話をさせていただいた中で、今やはり離れた所でそれぞれの観光をやっている、どちらかというと簡単に言いますと、二重の行政みたいな形で来たわけでございますけれども、なかなかこれからの観光をやっていくには、やはり観光協会と行政が一緒の所で手を組みながら、観光協会のところの中身までは行政が入るつもりはございませんけれども、やはり飛騨市の観光がどうあるべきかということは、一緒に考えていきたいということで提案をさせていただきましたら、観光協会のほうで了解をいただきまして、一緒に市役所の中でこれからの観光行政を考えていこう、ということになったということでございます。後の詳細につきましては、3月までにしっかり話し合いを持って、この部署にどのように据えてどうするかということは、これからしっかりと詰めていかなければなりませんけれども、とにかくこの飛騨市の、先ほど言いました外からの客がいかにお金を落としてくれるか、こういった仕組み作りは先の財政面から見ても大切なことでございますので、一緒にやろうということになったということでございます。

○16番（池田寛一）

やはり今まで、どちらかというと離れていたというのが不自然だったと思います。商工観光課というのがあるので、やはり一緒に活動してほしいなと思います。

それから、空き家対策の話ですが、先ほど市長がレールマウンテンのことを述べられました。非常に利用客も多くて好調なのですが、成功の秘訣は行政が関与していなかったことだとおっしゃって、非常に感銘を受けたのですが、先ほど空き家対策については、これまでの答弁とほとんど変わらなかったと思います。私も民間に委ねたらどうかというのは、やはりこういったことが根底にあります。民間の自由な発想で、広範囲にわたって活動できるようなそういう仕組み。ただ空き家を受け入れるだけではなくて、そのことがいろんな面で波及効果が出て行くような、そういうことを今委員会で検討しております。何とか近いうちに政策提言をしたいと思いますので、ぜひ検討をしてほしいと思っております。

それから1点、先ほど柏木部長の話では何と申しますか、推測的な意見が多かったと思います。宅建協会の方たちとの話し合いの中でも、「だろう」意見が多かったと思うのです。やはり、失敗を恐れていては何もできないと思うのです。もちろん失敗しても構わないとは言いませんが、事は始めなければ進まないで、その辺について部長の考えを聞かせてほしいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただいまのご質問でございますが、空き家バンクにつきましては、宅建協会また民間事業者との情報収集をしながら、可能性を探っているという状態でございますのでよろしくお願いいたします。

○16番（池田寛一）

可能性を探ることも大事ですが、やはり答えを早く出してほしいと思います。

市の現在の事業でも三世代同居の世帯支援補助事業、それから空き店舗を活用した企業支援事業、これらも応募者が多いということで補正もしてあります。大変結構なことだと思うのです。ただ、これだけではなかなか追いついていけないと思うのです。ですから、やはりこういったこともやりながら、ぜひ進めてほしいと思います。それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

久しぶりに教育長に質問をさせていただきますが、地域の伝統と子供たちとのかわりについてということをお願いいたします。

河合小学校では、伝統芸能保存会の皆さんが子供たちに河合町に伝わる盆踊り「えんやら」、「^{かがさき}加賀崎」という2曲あるのですが、これを教えていただいて、運動会や文化祭また学習発表会など、いろいろな場所で演じています。また、地歌舞伎にも挑戦するなど、年に一度の村芝居には欠くことのできない存在となっております。

盆踊りは、今では踊れる大人たちが少なくなり、この取り組みがなければ将来途絶えていたかもしれません。保存会の皆さんと子供たちに、心から感謝をしなければならんと思っております。運動会での踊りの輪の中には、子供たちの踊る姿に保護者が見よ

う見まねでついていく様子がとても温かく、ほのぼのとした思いにさせてくれます。

また、河合町には止利^{とりぶつし}仏師の伝説をモチーフにした匠太鼓があります。これも最近では継ぎ手不足から存続が危ぶまれておりましたが、今河合小学校の子供たちが教わっていることも聞いております。

飛騨市の教育方針に、「ふるさとを愛し、たくましく生きる力を育む教育」とあります。特色ある教育ができていると感じておりますが、そこでお伺いしたいと思います。言うまでもなく、学校教育の中で学力や体力の向上はとても大切なことですが、地域の伝統にいろいろな形でかかわっていくことは、子供たちを取り巻く環境や本人の成長にどのような影響を与えているか。また、家庭や学習面においてはどうかお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

本日の最後です。ご質問の、地域の伝統と子供たちのかかわりについて、議員が取り上げられました河合小学校の取り組みを基に、答弁をさせていただきます。

飛騨市の教育方針として「ふるさとを愛し、たくましく生きる力を育む教育」を掲げて、2年目になります。

現在、どの学校もこの方針の具現を目指し、地域の自然、文化、産業、そして、人とかかわりを意図的に仕組みながら、その推進に努めております。私も、かつて本議会で「現場主義に徹する」と述べましたように、可能な限り、その場に足を運んで、子供たちの実際の活動の姿を自分の目でとらえることを大切にしております。

河合小学校の取り組んでいる盆踊り「えんやら」、「加賀崎^{かがさき}」、そして地歌舞伎とともに、これまで何度か見ましたが、その精一杯の姿に時として胸が熱くなることもありました。

この活動で注目すべきことは、「地域の大人が子供たちに教え、教えられて身に付いたものを、今度は地域の多くの人々に発表する」すなわち「返す」という双方向の関係性によっての取り組みであるということです。他の学校におきましても、謡い、踊り、獅子舞い、太鼓など、子供たちは、それぞれの町や地域の伝統芸能にかかわりながら多くの学びをしています。

それでは、「どんな学びをしているか」ということですが、特に伝統芸能につきましても、1つ目には、伝統芸能が守り続けられてきたゆえんからの地域の歴史を知ることになります。2つ目には、守り続けてきた人の生き方を知ることになります。それから、3つ目には、実際にかかわる中で自分の成長を知ることになります。このような学びを通して、子供たちは、「自分の地域にはこんな誇れるものがある」として、ふるさとに愛着や誇りを持ち、中には、伝統を守っていこうとする子供も出てくるであろうと考えます。

また、双方向の関係と申し上げましたが、何よりも自分たちが取り組んできたことを多くの人々に見てもらい、感動の言葉を通して評価されるということは、自尊感情あるいは自己肯定感の向上につながり、自分に自信を持つとともに他を思いやって生きる力にもなるものです。

最後のご質問の、家庭生活や学習面にどんな成果としての姿が、ということですが、ただ今、申し上げましたような内容にかかわって、教師や地域の人々からの声を事実として聞いています。人としての生き方に、大きい影響を与えていることは間違いありません。

なお、過日、全国学力学習状況調査の分析結果が発表されましたが、その中に「地域行事に参加しているか」という調査項目があります。その項目において、小学校は全国平均63.9%、それから県平均81.7%に対して、飛騨市は94.3%。中学校では全国平均41.6%、県平均57.6%に対して、飛騨市は78.8%という結果が出ています。かなり高い数値です。祭りへの参加をはじめ学校や地域が伝統芸能に子供たちをかかわらせる活動を大切にされている結果だと考えます。

いずれにしても、その伝統芸能、例えば古川祭は極めて有名ですが、その伝統芸能が有名なものであるかどうかは別として、その価値に気付かせることが重要であり、私は、ふるさと学習の原点だと考えております。伝統芸能のみならず、地域の人々や自然、産業、文化と深くかかわらせることによっての郷土愛を育む教育は、グローバル化が進む時代であるからこそ、ますます重要であると考えて、さらなる充実に努めていく所存です。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○16番（池田寛一）

再質問はございません。

先般子供たちの学力が、日本の子供たちの学力が向上したという報道があつて、大変喜ばしく思っておりますが、市内でも河合小学校での取り組みに似たようなことをいろいろとやられているということで、とても安心をいたしました。それぞれの学校が、その地域の伝統や行事に触れて、地域に誇りを持って、心豊かな子供に成長することを願いながら質問を終わります。ありがとうございました。

〔16番 池田寛一 着席〕

◆散会

◎議長（内海良郎）

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。明日の会議は午前10時からといたします。本日は、これにて散会といたします。

（ 散会 午後4時36分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

内海 良郎

飛騨市議会議員（14番）

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（15番）

山下 博文